

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

通報

四月十日號

附錄·新支那現勢圖

附·新中央政府西安監視

佛國の政變と對ソ關係

五原方面の戰闘狀況

議會特輯
全法律案の解説
豫算の説明
重要質疑應答

十錢

第一八二號

昭和十五年十月十一日

(毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

週報

昭和十五年十月三日第三種郵便物認可

(毎週一回水曜日發行)



露光量違いにより重複撮影



興亞の兵の家

護れ

週報
(第十八号)

一 内閣情報部編輯 —

第七十五議會特輯

| | |
|-----------------|----|
| 概観 | 二 |
| 法律解説編 | 四 |
| 不可解された全法律案の解説 | 五 |
| 豫算解説編 | 七 |
| 論及修訂の概観 | 八 |
| 總 論名答別新規事案 | 九 |
| 各 論 | 一〇 |
| 議 會 | 一一 |
| 口 誌 | 一二 |
| 重要質疑應答編 | 一三 |
| 本会議で存ほれた質疑應答の摘要 | 一四 |
| 佛國の政變と對ソ關係 | 一五 |
| 五原方面の戰闘狀況 | 一六 |
| 陸軍省情報部 | 一七 |
| 外務省情報部 | 一八 |
| 紀元二千六百年史抄、本號は休載 | 一九 |

三月廿日(土追加)

▼ハル米長官、記者團に南京の
新政府を承認せず蔣政権を依然
支那政府として承認する旨聲明

(三月卅一日)

▼國民政府財政部長周佛海、
新政府の八大財政案發表

(四月一日)

▼阿部信行大將、特命全權大使に兼任せられ中華民國出張
仰付けらる、陸軍兵器本部
創設、本部長に齊藤齋平太中將補せらる、外務省情報部

(四月二日)

使英外相と日英貿易問題に關
し會議

(四月三日)

▼英内閣機構を改革、
閣員の更迭をなす、アーリック
チ駐日イタリア大使東京驛發歸

(四月五日)

▼阿部信行大將機行の帝國政府
訓令案興亞院會議で決定、物
價對策審議會第一回總會總理大
臣官邸に開催、價格形成中
央委員會委員並びに幹事任命

(四月二十一日)

▼汪主席代理國民政府命令を發
して其鶴化に乗り出す旨を明らかにする



露光量違いにより重複撮影



護れ

興亞の兵の家

週報

(四月十八日)

内閣情報部編輯

第七十五議會特輯

概観

法律解説篇

（可決された全法律の解説）

豫算解説篇

（總論、経済の概要）

各論名著別新見事業

議會日誌

重要質疑應答篇

（本會で行はれた質疑應答の抜粋）

佛國の政變と對ソ關係

外務省情報部・さ

五原方面の戰闘狀況

陸軍軍情部・さ

紹元二千六百年史抄、本號は休載

三月廿日(土)追加

▼ハル米長官、記者團に南京の
新政府を承認せず蔣政権を依然
支那政府として承認する旨聲明

三月卅一日(日)

▼国民政府財政部長周佛海
新政府の八大財政政策發表

四月一日(月)

▼阿部信行大將 特命全權大使
に親任せられ中華民國出張
仰付けらる ▶陸軍兵器太部
創設、本部長に齊藤彌平太中
將補せらる ▶外務省情報部
長卅日のハル米長官の聲明に對
し帝國の見解闡明 ▶物價對策
會議會官制公布 委員も同時に
任命

四月五日(金)

▼阿部信行大將揚行の帝國政府
訓令案興亞院會議で決定 ▶物
價對策會議第一回總會總理大
臣官邸に開催 ▶價格形成中
央委員會委員並びに幹事任命

四月二日(火)

▼汪主席代理国民政府命令を發
して具體化に乗り出す旨を明らかにする

第七十五回 帝國議會開院式の顧観

概觀

事變下三度目の通常議會たる第七十五回帝國議會は、昭和十四年十二月二十三日召集され、貴族院は即日、衆議院は翌二十四日所定の手續を経て成立した。よつて二十六日最も天皇陛下親臨の下、開院式が舉行されたが、この日優渥なる勅語を賜ひ、複雑なる國際政局に處し國力の充實をばかり東亞安定の實を擧げるやう國民の驚ふところを示し給うた。

第七十五回帝國議會開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ

朕ガ忠勇ナル陸海軍人克ク百艱ヲ排シ籌畫進攻其ノ宜キヲ得銃後ノ臣民齊シク奮ツテ奉公ノ誠ヲ致スコト切ナリ

偶歐洲ニ禍亂勃發シ世界ノ情勢複雜ヲ極ム宜ク宇内ノ實情ヲ審ニシ國力ノ充實ヲ計リ以テ帝國

ノ所信ヲ貰キ東亞安定ノ寶ヲ學グルニ遺憾ナキヲ期スベシ

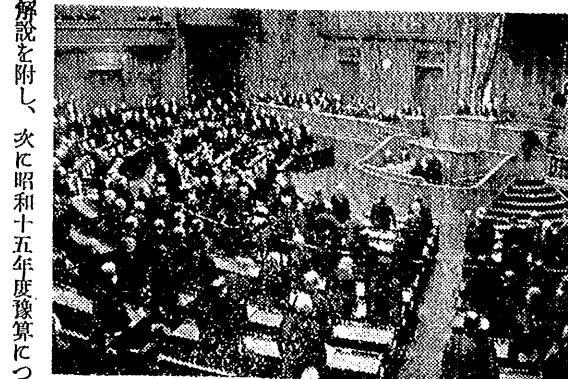
朕ハ國務大臣ニ命ジテ昭和十五年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ煽サンコトヲ期セヨ

かくて年末年始の休會に入つたが、その間一月十四日阿部内閣は辭職し、同十六日米内閣の成立となり、休會を延長して新内閣の下に二月一日再開せられ、昭和十五年度大豫算及び百餘の法律案その他を議題に熱心な討議をつづけ、二日間の会期延長の後、三月二十六日會議を終了、翌二十七日閉院式が行はれ、こゝに第七十五回帝國議會は閉幕した。

今議會の議案成績は左の通りである。

| | |
|---------------|-------|
| 政府提出議案 | 百三十五件 |
| 豫算案 | 十六件 |
| 決算 | 一件 |
| 法律案 | 七件 |
| 國有財産増減總計算書 | 一件 |
| 承諾ヲ求ムル件 | 可決 |
| 法律案 | 百十件 |
| 内閣院を通過したもの | 八八件 |
| 委員會に於て審査未了のもの | 二件 |

今この議會の成績を顧み、成立した政府提出法律全部にわたつて解説を附し、次に昭和十五年度豫算について總論と各省別新規增加經費の一覽を附することにした。



(圖自本院族政)

議會開院式の模様を記載する。議會開院式の模様を記載する。



概観

事變下三度目の通常議會たる第七十五回帝國議會は、昭和十四年十二月二十三日召集され、貴族院は即日、衆議院は翌二十四日所定の手續を経て成立した。よつて二十六日畏くも天皇陛下親臨の下、開院式が舉行されたが、この日優渥なる勅語を賜ひ、複雑なる國際政局に處し國力の充實をばかり東亞安定の實を擧げるやう國民の懽ふところを示し給られた。

第七十五回帝國議會開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ

朕ガ忠勇ナル陸海軍人克ク百艱ヲ排シ等畫進攻其ノ宜キヲ得銃後ノ臣民齊シク奮ツテ奉公ノ誠ヲ致スコト切ナリ

偶歐洲ニ禍亂勃發シ世界ノ情勢複雜ヲ極ム宜ク宇内ノ實情ヲ審ニシ國力ノ赤寶ヲ計リ以テ帝國の

ノ所信ヲ貴キ東亞安定ノ實ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期スベシ

朕ハ國務大臣ニ命ジテ昭和十五年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨ

かくて年末年始の休會に入つたが、その間一月十四日阿部内閣は辭職し、同十六日米内内閣の成立となり、休會を延長して新内閣の下に二月一日再開せられ、昭和十五年度大豫算及び百餘の法律案その他を議題に熱心な討議を行つた。二日間の會期延長の後、三月二十六日會議を終了、翌二十七日閉院式が行はれ、こゝに第七十五回帝國議會は閉幕した。

今議會の議案成績は左の通りである。

政府提出議案

百三十五件

豫算案
十六件 全部兩院可決

決算
一件 兩院是認

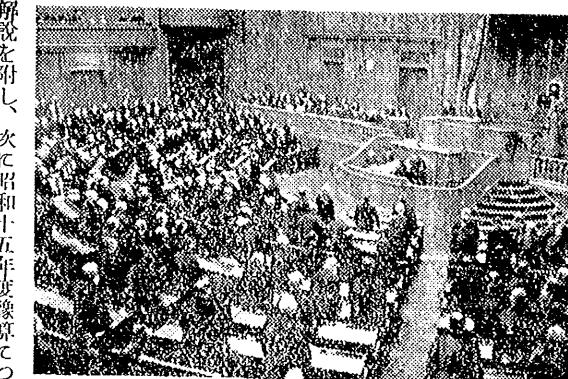
國有財産増減總計算書
一件 可決

承諾ヲ求ムル件
七件 可決

法律案
百十件 內兩院を通過したもの百八件

委員會に於て審査未了のもの二件

今この議會の成績を顧み、成立した政府提出法律全部にわたつて解説を附し、次に昭和十五年度豫算について總論と各省別新規增加経費の一覽を附することにした。



(諸君本邦民族) 那刺の決議案

路光量違により重複撮影

法律解説篇

今議會に提出された政務提出法律案は、前篇で述べたとおり百十件の多數に上つたが、その中廻防改正案

法律案、日本支那用本業式會社法案の二件が衆議院の会員會に於て審議上手となつたのみで、百八件提出當修改正を見たものもまるで、いづれも兩院を通過成當した。

可決された重要法案について見ると、中期的の稅制改正に伴ふものが、四十五件を占め、過半數に達してゐる。更にこの内訳を見ると、國稅關係が三十七件、(内修正上一件)地方稅關係八件(内修正二件)である。

次に生産力の確保、物資需給の調整對策に關するものとして、農林省關係では、米穀の應急措置に關する法律案、日本肥料株式會社法案、木炭需給制創特別會計法案など、商工省關係では、鐵道法中改正法案、砂礫法中改正

法案、有機合成事業法案、石炭配給統制法案などがある。

また貿易振興に關するものとしては、輸出資金及輸出品製造金額過損失補償法案、貿易節約及び通商擴張に關する法案、輸出毛穀物取締法案、日本輸出農產物株式會計法案等がある。

教育關係では、市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案、現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案、並びに、國民厚生行政に關しては、國民體力法案と國民優生法案とが通過したことは、國民體力向上の要望に沿ふるものとして注目される。

この外に議員提出法律案、二十五件が下院に提出され、そ

の成績は

内閣院を通過し貴族院で議決に至らなかつたもの

十四件

★東北興業株式會社法中改正法律

(修)は衆議院修正、(修)は貴族院修正

現行法では政府は會社に對し各營業年度を通じ五百五十萬圓を限度として補給することになつてゐるが、これを八百五十萬圓に改めたもの。

(西月二日公布、御旨施行)

★東北振興電力株式會社法中改正法律

同社の事業を擴充するに方りその社債發行限度を商法に規定する制限を超えて、拡大株金額の五倍迄擴張した。

(西月一日公布、御旨施行)

現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普

通恩給の停止、遣放の範圍等に關する規定を改正した。

(西月二十九日公布、西月一日施行)

現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普

通恩給の停止、遣放の範圍等に關する規定を改正した。

(西月二十九日公布、西月一日施行)

同委員會で否決されたもの

八件

會計検査院に於ける檢査事務增加のため同院に二課を

増設し検査能力の充實を圖らうとするもの。

(西月三十日公布、西月一日施行)

★恩給法中改正法律

現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普

通恩給の停止、遣放の範圍等に關する規定を改正した。

(西月二十九日公布、西月一日施行)

現下の事情に鑑み恩給法中恩給金額の分擔、加算年、普

通恩給の停止、遣放の範圍等に關する規定を改正した。

(西月二十九日公布、西月一日施行)

★大正十一年法律第五十一號中改正法律

(統計資料實地調査ニ關スル件)

この法律は元來農業統計と労働統計の實地調査に關する法律であるが、今次事變に際し、生産力擴充の爲め技術者の地位が著るしく重要視され、これに關する統計資料の整備急務となつて來たので、技術に關する統計の實地調査もこの法律に基づいて施行し得るやう、規定を追加した。

(三月二十日公布)

★神宮關係特別都市計畫法

さきに第六十四議會に於て、貴衆兩院からの建議もあり、政府では特に神宮關係施設調査會を設けて慎重審議の上、緊急實施の必要な施設を選び、第一期事業として昭和十五年度から十ヶ年間に亘り工費總額約一千八百萬圓を以て事業を實施しようとしてゐる。右の施設中都市計畫に關するものを都市計畫事業として、行政官廳にて實施せんとするに當り、都市計畫法のみの運用では不充分であるから、同法に對する特別法を制定したのである。

(四月一日公布)

★都市計畫法中改正法律

一、防空的都市計畫の具現につき特別の考慮を拂ふ必要ある上、都市計畫の基本觀念中に交通、衛生、保安、經濟等と共に防空を明定することとした。
二、都市民の保健増進並びに都市の防衛等に資するため、新たに綠地に關する規定を設け、これに必要な土地は收用又は使用し得ることとし、尙ほ公園廣場等と共にその實現を容易ならしめるため、都市計畫として決定した右施設の地域内に於ける建築物に關する制限規定を追加した。

(四月一日公布)

税制改正關係

今回の税制改正は、わが國現在の財政經濟の狀態に應ずる税制を確立、整備することに主眼を置いてゐる。即ち、(一)中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、(二)經濟政策との調和を圖ること、(三)收入の増加を圖ると共に彈力性のある税制を樹立すること、(四)税制の簡易化を圖ることの四點を目標として國稅及び地方稅の全般について改正をされたのである。(税制改正關係の法律は家屋稅法案を除き悉く三月二十九日公布、四月一日から施行)

★所得稅法改正法律 (修)

(四月一日公布)

今回の税制改正の最も主要な點は、直接國稅の體系を改組して、分類所得と得稅との二つの所得税を併用する體系を採用したことと

であり、現在の累進稅率による課稅の外に、比例稅率による課稅を採用して、稅制に伸縮性を持たせ、同時に所得をその種類に應じて出来るだけ所得を生ずる源泉で課稅することとし、又所得稅の中に収益稅の作用を織り込み、所得の種類毎に稅率を區分し、負擔力に應じた課稅をなし、収益稅制度を廢止した。

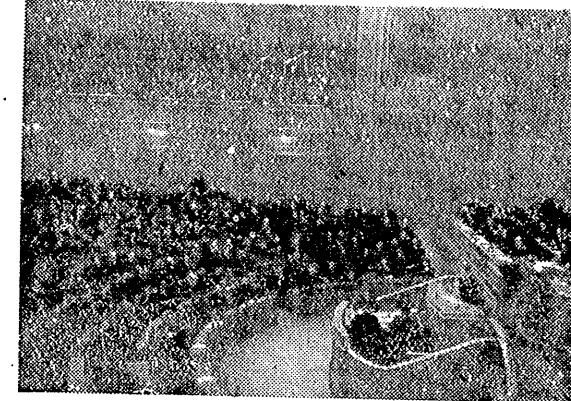
第一總則

- 一、課稅對象 本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人(第一條)但し本法施行地に事業を有するとき、公社債金利子等の利益の支拂を受けるときは、その所得についてのみ納稅の義務がある(第二條)。
- 二、課稅除外 北海道、府県、市町村その他の命令を以て指定する公共團體、神社及び公益法人(第四條)
- 三、課稅免除 命令を以て指定する重要物産の製造、販賣又は採取を業とする個人に對し、命令の定むる所に依り開業の年及び其の翌年より三年間その業務により生ずる所得(第五條)
- 四、所得稅の種類 分類所得稅及び綜合所得稅の二種(第九條)

第二 分類所得稅

- 一、分類所得稅の課稅各體 第一條
- イ 不動產、不動産、不動産の貸付による所得、船舶の貸付による所得、配當、利息等の印譯内通の権利又は船舶の貸付による所得、公社債又は預金の利息等の利息、營業に非ざる賃金の利息等、事業所得(甲種) 物品販賣業、金錢貸付業、製造業、運送業等の他の命令を以て定むる算算。(乙種) 貿易、寄賣業、水產業等の所得、その

したこと



税制改正
〔大藏省〕

行された

露光量違いにより重複撮影

★大正十二年法律第五十一號中改正法律

(統計資料質地調査ニ關スル件)

この法律は元來農業統計と労働統計の實地調査に關する法律であるが、今次事變に際し、生産力擴充の爲め技術者の地位が著しく重要視され、これに關する統計資料の整備急務となつて來たので、技術に關する統計の實地調査もとの法律に基づいて施行し得るやう、規定を追加した。

(三月十五日公布)

★都市計画法中改正法律

(統計資料質地調査ニ關スル件)

さきに第八十四議會に於て貴衆兩院からの建議もあり、政府では特に神宮關係施設調査會を設けて慎重審議の上、緊急實施の必要な施設を選び、第一期事業として昭和十五年度から十ヶ年間に亘り工費總額約一千八百萬圓を以て事業を實施しようとしてゐる。右の施設中都市計畫に關するものを都市計畫事業として、行政官廳に於て実施せんとするに當り、都市計畫法のみの運用では不充分であるから、同法に對する特別法を制定したのである。

(四月一日公布)

★神宮關係特別都市計畫法

(統計資料質地調査ニ關スル件)

さきに第八十四議會に於て貴衆兩院からの建議もあり、政府では特に神宮關係施設調査會を設けて慎重審議の上、緊急實施の必要な施設を選び、第一期事業として昭和十五年度から十ヶ年間に亘り工費總額約一千八百萬圓を以て事業を實施しようとしてゐる。右の施設中都市計畫に關するものを都市計畫事業として、行政官廳に於て実施せんとするに當り、都市計畫法のみの運用では不充分であるから、同法に對する特別法を制定したのである。

(四月一日公布)

一、防空的都市計畫の具現につき特別の考慮を拂ふ必要上都市計畫の基本觀念中に交通、衛生、保安、經濟等と共に防空を明定することとした。
二、都市民の保健進歩並びに都市の防衛等に資するため、新たに綠地に關する規定を設け、これに必要な土地は收用又は使用し得ることとし、尙ほ公園、廣場等と共にその實現を容易ならしめるため、都市計畫として決定した右施設の境域内に於ける建築物に關する制限規定を追加した。

(四月一日公布)

★所得稅法改正法律

(統計資料質地調査ニ關スル件)

今回の稅制改正は、我が國現在の財政經濟の狀態に應ずる稅制を確立、整備することに主眼を置いてゐる。即ち、(一)中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、(二)經濟政策との調和を圖ること、(三)收入の増加を圖ると共に彈力性のある稅制を樹立すること、(四)稅制の簡易化を圖ることの四點を目標として國稅及び地方稅の全般について改正をされたのである。(稅制改正關係の法律は家屋稅法案を除き悉く三月二十九日公布、四月一日から施行)

(四月一日公布)

行された)

★所得稅法改正法律 (修)

(統計資料質地調査ニ關スル件)

今回の稅制改正の最も主要な點は、直接課稅を採用して、稅制に伸縮性を持たせ、同時に稅率をなし、収益稅制度を廢止した。

第一 總則

一、課稅對象一本法施行後は一年以上居留を有する個人(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者(第(二)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(三)項)。
二、課稅對象は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。
三、課稅對象は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

六、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

七、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

八、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

九、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十一、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十二、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十三、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十四、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十五、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十六、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十七、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十八、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

十九、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十一、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十二、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十三、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十四、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十五、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十六、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十七、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十八、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

二十九、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十一、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十二、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十三、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十四、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十五、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十六、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十七、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十八、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

三十九、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十一、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十二、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十三、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十四、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十五、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十六、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十七、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十八、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

四十九、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十一、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十二、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十三、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十四、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十五、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十六、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十七、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十八、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

五十九、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

六十、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

六十ー、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

六十ーー、課稅的種類は、(一)本法施行後は一年以上居留を有する者(第(一)項)、但し本法施行後は一年以内に居留を有する者は、その所得に依て課稅する(第(二)項)。

六十ーーー、課稅的種類は、(

他の種目に屬する額までの所得
ニ 効勞所得、俸給、給料、年金、恩給、賞賛等
ホ 山林の所得
ヘ 遺産所得

二、課税除外(第十一款)

軍人及び軍属の従軍中の俸給、手当及び賃與、萬葉疾初等の恩給並びに遺族の恩給及び年金、郵便貯金の利息等

三、免税點及び基礎控除(第十四條十五條、十六條、十七條)

イ 不勤労所得、免稅額は百五十円
ロ 配偶者所得、申込とはなく、乙種は免稅點百圓
ハ 専業所得、年告別の控除
ニ 勤労所得、年七百二十円の控除
ホ 山林所得、年五百圓の控除

四、税率(第二十二條)

イ 不勤労所得、百分の十
ロ 一般所得、申込申領の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九、その他は百分の十で、乙母は百分の十一
ハ 事業所得、申込は百分の八、乙種は百分の七、五
ニ 効勞所得、百分の六
ホ 山林所得、年三百圓以下は百分の五、以上は百分の七、五
ヘ 遺産所得、一萬圓以下は百分の六、二萬圓を超える金額は百分の十
丁六千圓を越える金額は百分の二十五、五千圓を越える金額は百分の四十

五、控除(二十四條、二十五條、二十六條(一))

イ 申報の勘定所得に對してはその年一月一日現在の扶養家族一人につき年百五十圓の利子に依り課税の支給期間に應じて算出したる金

額の百分の八に相當する金額を分割所得課税より控除する
ロ 不勤労所得、事業所得、乙種の殆ど所得又は山林所得の分類所得に對しては百五十圓の百分の八を分割所得課税より控除する
ハ 扶養家族とは同居の妻並びに同居の戸主及び家族中十八歳未満者は六十歳以上又は不具被扶養者

ニ 不勤労所得、勤労所得及山林所得に對する所得課税より年額二百圓以内に於て命令を以て定むる金額の百分の六に相当する金額を控除する

第三、綜合所得税

一、綜合所得税は個人の總所得に對して賦課する(第二十九條)
而して課税除外は大體分類所得と同一である(第二十九條)

二、第十三條は個人の總所得計算方法を規定して居る
三、免稅額、所得金額を決定したときは政府はこれを課税義務者と通知する(第三十九條)

四、税率(第十五條)超える部分に對して百分の十乃至百分の六十五の累進税率(第十三條)

第四、申告、申請、調査及び決定

一、所得調査委員会は名税務署管内にこれを置く(第四十條)
二、所得調査委員の任期は四年である(第五十三條)
三、所得調査委員会は税務署長の通知により税務署に對してはその所得金額は所得調査委員会の開設により政府に於てこれを決定する(第三十九條)

四、所得調査委員会は税務署長の通知により税務署に對してはその所得金額を決定したときは政府はこれを課税義務者と通知する(第三十九條)

第五、所得調査委員会

一、所得調査委員会は名税務署管内にこれを置く(第四十條)
二、所得調査委員の任期は四年である(第五十三條)
三、所得調査委員会は税務署長の通知により税務署に對してはその所得金額を決定したときは政府はこれを課税義務者と通知する(第三十九條)

第六、審査、訴願及び行政訴訟

一、税務署長が申込申領の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九、その他は百分の十で、乙母は百分の十一
ハ 事業所得、申込は百分の八、乙種は百分の七、五
ニ 効勞所得、百分の六
ホ 山林所得、年三百圓以下は百分の五、以上は百分の七、五
ヘ 遺産所得、一萬圓以下は百分の六、二萬圓を超える金額は百分の十
丁六千圓を越える金額は百分の二十五、五千圓を越える金額は百分の四十

第七、徵收

一、甲種の配偶利子所得、甲種の効勞所得又は甲種の遺產所得に對する公債所得は税務署に對する(第七十二條)
二、不動產所得、種別利子所得、事業所得、乙種の効勞所得、山林所得及び乙種の遺產所得に對する公債所得は税務署に對する(第七十九條)
三、北極、府県、市町村その他の公共團體は所得稅附加税を課すことと定められたり(第八十七條)

第八、雜則

一、税務署長が申込申領の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九、その他は百分の十で、乙母は百分の十一
ニ 効勞所得、俸給、給料、年金、恩給、賞賛等の支拂否は命令の定むる所によつてはその年告別の控除(第七十九條)
三、北極、府県、市町村その他の公共團體は所得稅附加税を課すことと定められたり(第八十七條)

★法 人 稅 法 (修)

今回の税制體系整理に伴ひ法人に對する課税の適正簡易を圖るため、現行の第一種所得税法人資本税等を整理統一し單一法に規定することとなつたもので、その要點は左の如くである。

一、課税の對象(第一條、第二條)

イ 法人が開墾地に本店又は主たる事務所を有する法人に對してはその所得及び資本の全部
ロ 本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に對しては本法施行地に對する資本
行場に對する資本又は資本の所得及び之に關する資本

二、課税標準(各事業年度の所得)

一、法人的各事業年度の所得は各事業年度の開墾金より損益金を控除し
大、金額である第四條法人が各事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人税及び臨時利得税は之を所得の計算上損金に算入しない(第四條)
二、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に對しては本法施行地に對する資本
行場に對する資本又は資本の所得及び之に關する資本

三、課税免除(重要な製造、採掘又は採取を爲す法人は命令の定むる所に依りその事業を開始した年及びその翌年より一年間との整務より生ずる所得に對する法人税を免除する(第十一條))

一、法人が開墾地に本店又は主たる事務所を有する法人は所得金額の百分之十八、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人は所得金額の百分之二十八
ロ 清算所得:所得金額の百分之十八
ハ 各事業年度の資本:資本金の千分の一五

五、税率(第十六條)

イ 各事業年度の所得:本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は所得金額の百分之十八、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人は所得金額の百分之二十八
ロ 清算所得:所得金額の百分之十八
ハ 各事業年度の資本:資本金の千分の一五

六、納稅義務者の申告義務(義務ある法人は財産目録、貸借契約書又は清算若しくは合併に關する計算書並びに所得金額及

特別法人税の賦課は支那事變終了の年の翌年末迄に終了する事業年度分限り廢止する。

★配當利子特別稅法

今回の稅制體系整理に伴ひ支那事變特別稅法による利益配當稅、公社債利子稅等を單一稅に規定せんとするもので、その要點は次の通りである。

★特別法人稅法（修）

産業組合、商業組合或ひは之に準ずべき特別の法人に課税すべきや否やは、從來廣く論議されたところだが、「時局譲するを得なり」（第十三條）（第十三條）（第十四條）（第十五條）

宗教團體第三十五條第一項の解釋に對しては法人税を課さない（第十四條）（第十五條）

「顧み當分ノ内應分ノ負擔ヲ爲サシムルガ爲」（理由書）

いはゆる負擔分任の精神と撥稅力を前提として、これ等

特別の法人を對象とした「特別法人稅」を創設した。その

要旨は、

「本法のいはゆる特別の法人を、産業組合、商業組合、貿易組合及ソ、名譽會與商業團體組合及連帶組合等、賃貸共同施設組合、產業預金組合、中央金庫」に限定した（第三條）

「本役は特別の法人の剩餘金二存額を課税される（三條）。而して剩餘金は、

「名譽會與商業團體組合、賃貸共同施設組合等の金額の算出方法並ては、ばざる詳細な規定を設け、既述の餘地なからしめてある（四一八條）

「我輩は凡て百分ノ六である（九條）

「剩餘金額は特の法人の重勢に基づく（一〇條）。尤も申告せざると、申告の不相應なときは政府が之を決定する（一七條）。この決定は法人に通知（一三條）。異議ある法人の審査請求を認めてある（一四條）

（名譽會與商業團體組合、賃貸共同施設組合等の金額を算出するための規則を定めることとした）

★外貨債特別稅法中改正法律

今回の稅制改正に伴ひ負擔の均衡を圖らうとするもの

外貨債に於ては利息四分五厘行五分五厘の外貨債以外の外債に於ては

利潤四分五厘行五分五厘を越える利子額に十分の七を乗じた金額を以てその税額とするとした

★相續稅法中改正法律

本改正は總稅額に於て、約三割程度の増稅を行ひ、

國庫の增收を圖ることを主眼としてゐる。その要旨は

「死亡による相続に對して家業除外の制度を認めたこと（五條ノ二）即ち、相繼財產課稅實質が家業相続では五萬圓以下、遺贈相繼に於ては三萬圓以下の場合は「同居家族中年齢十八歳未満者は六十歳以上又は八十歳以上に満たぬ者等につき、一人千圓ヲ控除ス」

「前項終了の結果、課稅價格が五千圓（家業相続又は子孫相繼）未滿となつた場合は課稅しないこととした（六條ノ二）

「課稅價格が五千圓（家業相続又は子孫相繼）以上又は六十歳以上に満たぬ者等につき、一人千圓ヲ控除ス」

（これに類する營業の用に供する旅館、（レ）料理店、宿泊用その他活動、活動費、活動又は賃物、相続、野球、拳闘その他の競技にして公衆の

だよつて第三刷の國庫稅收を期待してゐる

★建築稅法

今回の稅制體系の改正に伴ひ支那事變特別稅法による建築稅を單一稅法化したもので、不急と認められる種類の建築を選び、建築資材節約の意を含めてゐる。

「課稅客體（イ）居住の用に供する旅館、（レ）料理店、宿泊用その他活動、活動費、活動又は賃物、相続、野球、拳闘その他の競技にして公衆の

だよつて第三刷の國庫稅收を期待してゐる

★臨時利得稅法中改正法律

この改正は事變の影響等による増加利得に對し増徵し負擔の均衡を圖らうとするもので改正の重點は次の通りである。

「税率は課稅額は面積千坪每に三十錢、地權額は面積千坪每に六十錢、砂礫民は河床延長一町毎に三十錢、河床に並ざるもの面積千坪每に三十錢である（第二三條）

（課稅の適正、簡明を期するため申告利得の制度を廢止し、「申告利得」

に對し課稅することに改めた。即ち地權所持者、第一種所持者として高

臨利得と課税してゐるを臨時利得税に換合することとした(四條)。その内容は法人の利益中、資本金額の年一割を超える利益(利得金額一四倍)に對し百分の二十五乃至百分の六十五を課税することとしてゐる。

尤も資本金額以下の小法人については、古くから大々百分の十程度が課税する事になつてゐる(四條)

二、税額超過の場合の基準利益率の算定方法は、「昭和十一年十二月三十日以前三年内」即ち昭和九、十、十一の三年間に亘る平均利益率によ

る。

尤も平均利益率のないときは「前未滿のときは一割とし、二割を越えるときは二割を、夫々平均利益率とする(四條ノ二)

三、法人利益計算上法人税と臨時利得税は損益に異入しない(第五條)

四、個人臨時利得税もまた、法人と同様に申理で利得の半割を取る、様に「營業利得」(6)とし、利得の計算は昭和九、十、十一の三年の平均利益を超過する部分の利得とする。但し平均利益が七千五百又は八千年の利益の三分の一の金額より少額なるときは、七千五百又は利益の三分の一の金額の三分の一の金額より少額なるときは、七千五百又は利益の三分の一の金額より少額なる一方に依る

而してその申理は百分の三十である。課税利得に對しては百分の二十五を課税する(四條ノ五)

個人の利益が「萬利未滿のときは營業利得に對する臨時利得税を課さない(第六條)

★營業税法(修)

今回税制体系整理に伴ひ所得税中に収益税の作用を織込み課税することとなつたため、營業収益税を廢止し、この營業税法を制定する必要を生じたのである。

本税は今後地方自治體の獨立財源とし地方財政の基礎を強化するのであるが課税標準の統一や地籍の整備等の必要から一部は國稅として徵收し、その徵收府縣に

還元的に交付する。

一、法人營業税

1 納稅義務者は日本内地と本店、支店その他の營業場を有する營和法人である(第一條)

2 課 稅は營業収益に對してなされ、との計算方法は「營業年度毎、印紙手帳ノ資料」(度量衡ノ製作、修復又ハ販賣)記載紙依存出課等に課さる(第三條 第四條、第十一條)

3 稅率は百分ノ一五である(第四條)

二、個人營業税

1 納稅義務者は日本内地に營業場を有し物品販賣業、金錢貸付業等第二條に定めてある營業をなす個人である(第二條)

2 課 稅は營業の純益であるが(第三條)、純益年額四百圓未滿のものは課さない(第十三條)この點法人の課税最低限のものと異なる。然し命令を以て指定する貿易物販の製造等には一定條件「一定年間に限り免除される。

3 稅率は法人と同様百分ノ一五である

★地租法中改正法律(修)

賃借の「百分の三八」を「百分の二」に改め、賃貸價格五年未滿のものには課さない(第十三條)この點法人の課税最低限のものと異なる。然し命令を以て指定する貿易物販の製造等には一定條件「一定年間に限り免除される。

★酒税法(修)

本法案は今回の税制体系の改正に伴ひ酒税關係法律を

綜合し單一税法と爲し併せて酒税負擔の均等化を期し國庫の増收(大體三割程度)を圖らうとするもので、その要點は次の通りである。

第一、總則：酒類はアルコール分一度以上の飲料をいひ、酒類を分ち清酒、合成清酒、酒液、白酒、味酒、焼酒、麥酒、果實酒及び雜酒とする(第一條)

第二、製造及び販賣の免許

一、酒類を製造する者は製造すべき酒類の各種類につき製造場、販売所毎に販賣の免許を受けねばならぬ(第二条)

二、毎酒類度に於て清酒及び合成清酒は各三百石、白酒、味酒及び焼酒は各五十石、酒液は一万石以上製造の免許は與へられなく(第十五條)

三、酒類の販賣を爲さうとする者は政府の免許を受ければならない(十二條)

第三、酒税の賦課徴收

一、酒税は造石税、庫出税の二種とする(第二十六條)

二、税率：清酒及び白酒は造石税は一石につき四十五銁、庫出税は一石につき三十五銁、麥酒は庫出税、一石につき五十九銁三十銁で他れなく(第二十七條)

三、酒類が亡失したとき、監收その他他の事由により貯用に供し難い場合における場合は余分の所によりそぞの酒類造石税を免除することが出来る(第三十三條)

四、酒類の製造者は毎月製造場より移出したる酒類の種類毎に右数を記載する(第三十三條)

第五、罰則

一、免許を受けず酒類を製造した者は一千圓以下の罰金に處せられその額に係る酒類及びその機械器具等は没収される(第六十條)

第六、附則

一、本法は昭和十一年十二月三十日以後施行する。

二、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

七、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

八、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

九、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十一、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十二、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十三、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十四、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十五、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十六、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十七、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十八、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

十九、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十一、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十二、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十三、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十四、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十五、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十六、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十七、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十八、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

二十九、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十一、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十二、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十三、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十四、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十五、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十六、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十七、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十八、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

三十九、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十一、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十二、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十三、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十四、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十五、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十六、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十七、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十八、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

四十九、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十一、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十二、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十三、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十四、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十五、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十六、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十七、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十八、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

五十九、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーー、本法は國庫に於ける酒類の販賣は國庫に於ける酒類の販賣に對する。

六十ーーーーーーーー

二、酒類、酒井等の製造者又は販賣業者の代理人、戸主、宿代、同居者、
商人その他の従業者がその業務に關し本法を犯したときはその製造者又
は販賣業者を罰する(第六十一条)

★清涼飲料税法中改正法律

税制改正に伴ひ現行法の税率を引上げ大體三割程度の
增收を圖らうとするもの。

第一種玉子水の製造のもの、「石につき七四ヶ八百五十銭」に、第一
種との他の製品の「石につき七四ヶ三十銭」に、第三種製品以外の
もの砂糖充填一箱につき三銭を六銭に引上げた。

★砂糖消費税法中改正法律

今回の税制改正に際し負擔の均衡と國庫の増収を圖ら
うとするが、その目的で、色相課税制度を廢止し、製
造方法課税制度(種別を分離糖と含蜜糖とに大別す方
法)を採用し、税率に於て大體二割程度の増徴を行はう
とするものである。その要點は次の通り。

一、税率

イ 砂糖 第一種 分量せきの精糖一百斤につき三百五十五銭。二百
斤につき五百九十八銭。
第二種その他砂糖一百斤につき六百三十銭。二百斤につき十二銭五十
銭。
第三種本邦産及他國産の精糖の分量一百斤につき十二銭五十
銭。
ロ 砂糖・蜜 第一種一百斤につき六百五十五銭。第二種一百斤につき三百五
十銭。

★織物消費税法中改正法律

織物消費税の負担の均衡と國庫の増収を圖るため、即
ち現下の時局に鑑み課税範囲の整理擴張を爲し、比較的
奢侈的性質濃厚と認められる種類の織物に課税した。

税率 廉價物價の百分の九より百分の十に引上げ(第一條、第十二條)
以上の目的を達するため織物の強化と消費税逃防(第十七條)につ
いて若干の改正を加えた。

★揮發油税法中改正法律

國庫の増収を圖り併せて事變下揮發油代用燃料の生産
を促進し、一般民需の抑制を圖つて燃料國策の遂行に資
するため揮發油の税率を引上げた。

税率 「キロガットル」につき三十四ヶ三十五銭(從來は十三ヶ二十銭)

今回の税制體系改正に伴ひ、支那事變特別税は廢止さ
れることになった。然るに同法中、物品税に關する規定
(三八二五二條、五四條、五六條、六一條、六三條、六三
條ノ二)は「國庫ノ增收ヲ圖ル爲メ」(理由書)これを恒久
的物品税として存置する必要があるので、本法を制定し
た。

★物品税法 (修)

種に分ち、更に前二種に細別してある(一様)。その理由は
之によつて課税を設ける必要に迫つてある(二様)。

課税品目、細別 課税率はされる舊法と著るる差異を認めない。確
定の必要上品目を精確化し説明を添へる。即ち「第一」を裁、
「公私共用物及び同用品」を新規に追加してゐる。
「公私共用物及び同用品」は第一種甲類及び第二種甲類の價格百分の二
十割の十五、第三種の「砂糖・蜜」及び「蜜」は、麥芽糖化の
方法に依り製造したる砂糖一百斤に付二箇金(銀)五十五銭。その他の品目
は上記稅率の二箇金(銀)五十五銭である。

★遊興飲食税法 (修)

第七十四回議會の協賛を経た支那事變特別税法中改正
法律により、從來地方税を遊興税を國税に移管すると共
に花代以外の料金の免稅點を五圓とし、昭和十四年四月よ
り創設施行されたが、今回その規定は若干整備し事變下

とするもの。

一、本法中取引所税を、取引所特別税と改稱し課稅對象なる賣買手
の買賣額を五百、五百ノ十五を百分ノ十二に改めた。(第一條)
二、北洋道、府縣、市町村その他の公共團體は、其業務に對し營業稅
附加税は課し得るが地方稅は課しない(第二十三條)
三、取引所に於ける賣買取引にして委託を授受によつて決済を終し得る
のにはその賣買約定金額に對し課稅してゐるが、その場合有償認定
賣買取引に對する稅率は現行稅率百分之一五を萬分ノ五に長期稅率ノ
二・五を萬分ノ七に改めた(第五條)

★通行税法

昭和十三年に復活施行された通行稅の改正である。
課稅對象は汽車、電車、乗合自動車及び汽船の乗客である。而して乗車船
の等級及び距離に依る課稅額を以て課稅し、又等級の區別なきもの
については、その擡げき等級を別に命令を以て定めることとしてある。
而して支那車船同四百斤の三等乗客には課稅せず、又陸海兩路で
別に命令を定むるものと認めたこととしてある。

★入場税法 (修)

本法は支那事變特別税法第二十六條乃至第三十條に規定されて居る入場税を單獨法とし、法規の平明化を圖り定率を増加し、以て國庫の增收を圖らんとするもので入場税及び特別入場税の二種から成つてゐる。

支那事變特別税法によれば入場税は總て入場料の百分ノ十であるのを第一種入場税(主として觀覽を目的とするものに課す)三箇所に分ち入場料の百分ノ三十未満は從前通り百分ノ十、三箇以上は百分ノ三十、回賃、定期又は貿易は百分ノ二十とし第二種入場税(設備の利用を目的とするものに課す)は百分ノ一十倍し酒稅は百ガノ少しとし從前の倍と改め第一種の免稅額を二十三錢に引下げてゐる。又特別入場税(運動競技の入場料に課す)の稅率は入場料の百分ノ十で免稅點は入場費と同じ十九錢である。

額を引上げた(第四條中改正)外 現在検査の權限を有する收稅官吏に更に質問の權限を附與し第十一條且つ罰則を相當強化した。

★狩獵法中改正法律

第四條第一項第二十八號特許手続同様に次に入換へて第六號とし、以下廢次「監視下り、物品手取は現行法の範囲、證書類の一週三錢であるのをこれを分割して配賦金額三箇所以下の從前通り三箇の配賦とし、記載金額三箇所以上の場合はこれに依る管轄上分ち選擇稅額を定めた。

稅制改正に伴ひ法規を整理し國庫の增收を圖らうとするものである。

第四條第一項第二十八號特許手續同様に次に入換へて第六號とし、以下廢次「監視下り、物品手取は現行法の範囲、證書類の一週三錢であるのをこれを分割して配賦金額三箇所以下の從前通り三箇の配賦とし、記載金額三箇所以上の場合はこれに依る管轄上分ち選擇稅額を定めた。

★印紙稅法中改正法律

稅制改正に伴ひ法規を整理し國庫の增收を圖らうとするものである。

第四條第一項第二十八號特許手續同様に次に入換へて第六號とし、以下廢次「監視下り、物品手取は現行法の範囲、證書類の一週三錢であるのをこれを分割して配賦金額三箇所以下の從前通り三箇の配賦とし、記載金額三箇所以上の場合はこれに依る管轄上分ち選擇稅額を定めた。

★家屋稅法

今同の中央地方を通ずる稅制の改正に伴ひ從來地方稅として徵收した家屋稅を國に移し、負擔の適正を期さうとするもので、その概要は次の通りである。

第一 總則

一、課稅客體：本法施行地に在る家屋にして住家、店舗、工場、倉庫、其の他の建物(第一條第二款)

二、課稅除外(第三款)

イ、道府縣市町村其の他の公共組合等の公用又は公用家屋

ロ、神社寺院又は教育の施設

ハ、國寶古物又は史蹟名勝天然記念物保存法に依る國寶、史蹟、名勝として指定せられた家屋

ニ、私立の幼稚園、小学校後專門學校高等學校、大學並びに大蔵大臣の指定する他の私立學校に於て直後に供育又は教育の用に供する條件を以て之を販賣する場合に於て販主の收得すべき一年分の金額に依る。

ホ、其の使命令を以て定める家屋

ミ、課稅標準：家屋整頓に委託した賃貸價格(第八款)

ヌ、賃貸價格は貸主が公課終了後も他の家屋の維持に必要な經費を考慮する條件を以て之を販賣する場合に於て販主の收得すべき一年分の金額に依る。

四、稅率

一、法定稅率：家屋整頓に委託した賃貸價格(第八款)

二、法定稅率：家屋整頓に委託した賃貸價格(第八款)

三、法定稅率：家屋整頓に委託した賃貸價格(第八款)

四、法定稅率：家屋整頓に委託した賃貸價格(第八款)

五、納期：一期とし一期は六月中、二期は十一月中と(第八款)

六、家屋には毎年家屋番號を附し其の登記簿及び賃貸價格を定めること(第四款)

第一 貨物價格の調査決定

一、貨物價格は新規、税務は第十九条の規定を以て定められたる場合に付し政府が之を定める(第十九条)。
二、新規、税務、家屋税等を課する税額が課する税額と合つた場合には其の貨物價格は新規の税額の家屋税額に算入した貨物價格に比しし家屋の状況に応じて之を定める(第二十一条)。

三、貨物價格は五年毎に整じて改定する(第二十二条)。
四、貨物價格を一般に定めた場合に於ては之を定期的に行なう(第二十三条)。

現在の家屋税を課すべき税額に付之を例示する(第二十三条)。

第三 家屋の異動

一、家屋を建築したとき、家屋税を課せざる家屋が家屋税を課するものと見つたときは、家屋所有者は三十日以内に税務署長に對し申告義務を負ひ、而して直ちに貨物價格を定める。

二、家屋を譲り受けたとき、數個の家屋が一個の家屋と爲なほ家屋が其の旨を申告した時も直ちに其の貨物價格を定めかへる(第十六条、十七条、十八条、十九条)。

三、一個の家屋の家屋と爲つたとき、數個の家屋が一個の家屋と爲つたとき、家屋税を課する家屋の一部が家屋税を課せざるものと見つたときは、家屋の全部が所有者を異にするに至つたときは其の所有者は税務署に對し申告義務がある(第二十一条)。

第四 家屋賃貸價格調査委員会

一、賃貸價格を設立する毎に各役場所管内に家屋賃貸價格調査委員會を置く。而して税務署所管内に在る市については命令を以て特に賃貸價格調査委員會を置くを准ずる。

前記調査委員會は之を設くべき区域内の各市町村に於て税務署を課すべき家屋の選別に依る調査委員を以て之を組織する、調査委員の定数は命令を以て定める(第二十四条)。

第五 家屋税の徵收

家屋税は名義税務署に付し同一市町村内に於ける家屋の貨物價格の合計金額が命令を以て定められたるとき課税する。但し貨物價格の合計金額が命令を以て定められたるとき課税を免れさせる(第二十四条)。

★所得稅法人税内外地關涉法

所得稅法の改正及び法人稅法の制定に伴ひ所得稅及び法人稅の課稅に關し内外地の關涉に關する規定を設けるの必要から本法を設けた。

★昭和十二年法律第九十四號中改正法律

(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件)

一、第一條は支那事變の爲從軍した軍人軍屬の昭和十二年正月の分の第三種所得稅、營業収益稅を命ぜる所に依り税額又は税額の半額ことを規定してあるが、之に更に追加して支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降分の所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

二、第二條は支那事變の爲從軍した軍人軍屬の昭和十三年以降の分の第三種所得稅、營業収益稅を命ぜる所に依り税額又は税額の半額を減ずることを規定してあるが、之に更に追加して支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降分の所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

三、第三條は支那事變の爲從軍した軍人軍屬の昭和十三年以降の分の第三種所得稅、營業収益稅を命ぜる所に依り税額又は税額の半額を減ずることを規定してあるが、之に更に追加して支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十五年以降分の所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

日本に住所を有せざる外國人又は外國の船舶を有する船舶の前項ニ同ジこととした。

★大正十三年法律第六號中改正法律

(外國船舶ノ所得稅等免除ニ關スル件)

日本に住所を有せざる外國人又は外國の船舶を有する船舶の前項ニ同ジこととした。

所持及び贈与につき所持税及び營業収益稅を課すは所持に對する法人税が營業収益稅に改めることとした。

★アルコール製造事業等ニ對スル所得
税等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律

税制の改正に伴ひアルコール製造事業等に對する所得税等の免除規定を整理するためアルコール專賣法外十三件の法律中の改正したもの。

★租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等 ノ規定ノ整理ニ關スル法律

租稅法規の改正に伴ひ恩給金庫法外二十三件の法律中の改正を爲すものである。

本法は地方團體が直接賦課徵收する地方稅の基本的事項を規定したもので、間接課徵形態の地方稅制に屬する地方分與稅法規と共に地方稅制の根幹を爲す法則である。

今回の地方稅制の改正は、地方負擔の不均衡及び地方團體財政の一般的窮乏の現状に對處するため、その目標を主として地方稅負擔の均衡を圖ること及び地方團體財政の基礎の確立を期することとの二點に置き、併せて稅制の簡易化を圖ることとし、この目標を同時に達成するため地方稅制の根幹に二つの重要な改正を行つた。その一は地方團體の獨立財源たる地方稅を地方施設との關聯性を考へ、地租、家屋税及び營業稅を中心としたいはゆる物稅本位の制度とし、その二は地方稅源の地域的偏在を是正するため地方稅制に分與稅制度を創設したことである。そして地方稅法規の簡明を期するために現在地方制度、地方稅に關する特別法規、その他の諸法令に散在してゐる地方稅關係法規を地方稅法規に統合し且つ納稅上、徵稅事務上改善を要する點を改善し、一般に理解し易く、章、節に分けて規定した。

本法は九十六條から成つてゐるが、その中地方稅の實體に關する規定改正の要旨は大體次の通りである。

一、府縣稅及び市町村稅として課稅することを得べきもの

第二 賃貸價格の調査決定

一、賃貸價格は新築、増築又は整備した場合は除き家屋賃貸價格調査委員會の附に付し政府が之を定める(第十九條)
二、新築、増築、家屋を譲せざる者又は譲った場合には其の賃貸價格は該類の家屋の家屋賃貸價格調査委員會が定めた賃貸價格に比照し家屋の狀況に應じて之を定める(第十九條)
三、賃貸價格は五年毎に一般に定める(第十九條)
四、賃貸價格を一般に定むる場合にては之を定むる年の前前年四月一日現在の家屋税を課すべき家屋に付して調査する(第二十條)

第三 家屋の異動

一、家屋を建築したとき、解消したとき、家屋税を課せざる家屋が家屋税を課するものと見つたときは、家屋税は三十日以内に稅務署長に申告義務を負ひ、而して直ちに賃貸價格を定める。
二、家屋が毀損し所有者が其の旨を申告した時も直に其の賃貸價格を定めかるべき第十六條、十七條、十八條、十九條)
三、一戸の家屋が數箇の家屋と見つたとき、數箇の家屋が一個の家屋と見つたとき、家屋税を課せる家屋の一部が家屋税を課せざるものと見つたとき、家屋の一部が所有者が單に至つたときは其の所有者は稅務署に對し申告義務がある(第二十二條)

第四 家屋賃貸價格調査委員會

一、賃貸價格を一般に定むる毎に省稅務署所轄内に家屋賃貸價格調査委員會を置く。而して稅務署所轄内に在る市については命令を以て特設賃貸價格調查委員會を置く。

べき家屋の所持者の當學を置くべき県内の各市町村に於て家屋税を課す。

べき家屋の所持者の當學を置くべき県内の各市町村に於て家屋税を課す。

第五 家屋税の徵收

★昭和十二年法律第九十四號中改正法律

(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對
スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件)

一、第一條は支那事變ノ爲從軍した軍人軍屬の納存する昭和十二年以前の分の第二種所得稅、地租、營業稅及稅金の定むる所に依り輕減又は免除し得ることを規定してあるが、之に一項を追加し、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納存スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

二、第二條は支那事變のため從軍した軍人軍屬の昭和十三年以前の分の第三種所得稅及び營業稅につき命令を以て暫設稅率の決定に據する特別を設けることを規定してあるが、之に一項を追加し、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納存スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

三、第三條は支那事變のため從軍した軍人軍屬の昭和十三年以前の分の第三種所得稅及び營業稅につき命令を以て暫設稅率の決定に據する特別を設けることを規定してあるが、之に一項を追加し、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納存スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

★大正十三年法律第六號中改正法律

(外國船舶ノ所得稅等免除ニ關スル件)

日本に住所を有せざる外國人又は外國法人には外國の船籍を有する船舶の

第三 家屋の異動

一、家屋を建築したとき、解消したとき、家屋税を課せざる家屋が家屋税を課するものと見つたときは、家屋税は三十日以内に稅務署長に申告義務を負ひ、而して直ちに賃貸價格を定める。
二、家屋が毀損し所有者が其の旨を申告した時も直に其の賃貸價格を定めかるべき第十六條、十七條、十八條、十九條)
三、一戸の家屋が數箇の家屋と見つたとき、數箇の家屋が一個の家屋と見つたとき、家屋税を課せる家屋の一部が家屋税を課せざるものと見つたとき、家屋の一部が所有者が單に至つたときは其の所有者は稅務署に對し申告義務がある(第二十二條)

第四 家屋賃貸價格調査委員會

一、賃貸價格を一般に定むる毎に省稅務署所轄内に家屋賃貸價格調査委員會を置く。而して稅務署所轄内に在る市については命令を以て特設賃貸價格調查委員會を置く。

べき家屋の所持者の當學を置くべき県内の各市町村に於て家屋税を課す。

べき家屋の所持者の當學を置くべき県内の各市町村に於て家屋税を課す。

第五 家屋税の徵收

★昭和十二年法律第九十四號中改正法律

(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對
スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件)

一、第一條は支那事變ノ爲從軍した軍人軍屬の納存する昭和十二年以前の分の第二種所得稅、地租、營業稅及稅金の定むる所に依り輕減又は免除し得ることを規定してあるが、之に一項を追加し、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納存スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

二、第二條は支那事變のため從軍した軍人軍屬の昭和十三年以前の分の第三種所得稅及び營業稅につき命令を以て暫設稅率の決定に據する特別を設けることを規定してあるが、之に一項を追加し、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納存スル昭和十五年以降ノ分ノ所得稅及營業稅ニ付亦同じこととした。

★大正十三年法律第六號中改正法律

(外國船舶ノ所得稅等免除ニ關スル件)

日本に住所を有せざる外國人又は外國法人には外國の船籍を有する船舶の

所得及び純益につき課税及び營業稅を免除することになつてゐるが、既に改正に伴ひ同法中及營業稅を「又は所得に對する法人税及營業稅」に改めることとした
★アルコール製造事業等ニ對スル所得
税等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律
税制の改正に伴ひアルコール製造事業等に對する所得
稅等の免除規定を整理するためアルコール專賣法外十三
件の法律中の改正したもの。

★租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等 ノ規定ノ整理ニ關スル法律

租稅法規の改正に伴ひ恩給金庫法外二十三件の法律中の改正を爲すものである。

内務省

★地方稅法 (修)

本法は地方團體が直接賦課徵收する地方稅の基本的事項を規定したもので、間接課徵形態の地方稅制に屬す
地方分與稅法案と共に地方稅制の根幹を爲す法則である。

本法は九十六條から成つてゐるが、その中地方稅の實體に關する規定改正の要旨は大體次の通りである。

一、府縣稅及び市町村稅として課稅することを得べきもの

のを左の通としたこと。

○府県税

普通税

國稅附加稅 || 地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鐵道稅附加稅

加稅

獨立稅 || 段別稅、船舶稅、自動車稅、電住稅、不動產稅等稅、進

菜稅、營業稅、地稅

目的稅

都市計畫稅 || 地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅

水利稅

水利稅 || 地租稅、段別稅

普通稅

國稅附加稅 || 地租稅附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鐵道稅附加稅

加稅

府縣稅附加稅 || 段別稅、船舶稅、自動車稅、電住稅、不動產稅等稅、進

菜稅附加稅

桂稅附加稅、不動產稅附加稅、船舶稅附加稅、自動車稅附加稅、電

住稅、大稅の外府縣稅獨立稅中府縣に於て課稅せざるもの及び

主務大臣の許可を受けて起したる稅目

目的稅

都市計畫稅 || 地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅、市町

村稅

水利地盤稅

水利地盤稅 || 地租稅、段別稅

共同施設稅

共同施設稅

普通稅

國稅附加稅 || 地租稅附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鐵道稅附加稅

加稅

府縣稅附加稅 || 段別稅、船舶稅、自動車稅、電住稅、不動產稅等稅、進

菜稅附加稅

桂稅附加稅、不動產稅附加稅、船舶稅附加稅、自動車稅附加稅、電

住稅、大稅の外府縣稅獨立稅中府縣に於て課稅せざるもの及び

主務大臣の許可を受けて起したる稅目

目的稅

都市計畫稅 || 地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅、市町

村稅

水利地盤稅

水利地盤稅 || 地租稅、段別稅

普通稅

國稅附加稅 || 地租稅附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鐵道稅附加稅

加稅

府縣稅附加稅 || 段別稅、船舶稅、自動車稅、電住稅、不動產稅等稅、進

菜稅附加稅

桂稅附加稅、不動產稅附加稅、船舶稅附加稅、自動車稅附加稅、電

住稅、大稅の外府縣稅獨立稅中府縣に於て課稅せざるもの及び

主務大臣の許可を受けて起したる稅目

目的稅

都市計畫稅 || 地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅、市町

村稅

水利地盤稅

水利地盤稅 || 地租稅、段別稅

普通稅

國稅附加稅 || 地租稅附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鐵道稅附加稅

加稅

府縣稅附加稅 || 段別稅、船舶稅、自動車稅、電住稅、不動產稅等稅、進

菜稅附加稅

桂稅附加稅、不動產稅附加稅、船舶稅附加稅、自動車稅附加稅、電

住稅、大稅の外府縣稅獨立稅中府縣に於て課稅せざるもの及び

主務大臣の許可を受けて起したる稅目

目的稅

都市計畫稅 || 地租稅、家屋稅、營業稅、府縣稅獨立稅、市町

村稅

水利地盤稅

水利地盤稅 || 地租稅、段別稅

普通稅

國稅附加稅 || 地租稅附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鐵道稅附加稅

加稅

府縣稅附加稅 || 段別稅、船舶稅、自動車稅、電住稅、不動產稅等稅、進

菜稅附加稅

桂稅附加稅、不動產稅附加稅、船舶稅附加稅、自動車稅附加稅、電

住稅、大稅の外府縣稅獨立稅中府縣に於て課稅せざるもの及び

主務大臣の許可を受けて起したる稅目

の標準を以て地方團體に還元又は配分交付するいはゆる

町村に委譲し且つ稅額間の制限率を均等化したこと、又水利

稅、水利地盤稅、共同施設稅等整備したこと

★地方分與稅法 (修)

この法律

は今回の地

方稅制改正

の目標を達

成する手段

として主と

して地方財

政の調整の

ため立案さ

れたもので、

一旦國稅の

形式を以て

課徵した地

方稅を一定

以上の一は地方稅制の改正に伴ひ、北海道地方稅の賦

稅の標準を以て地方團體に還元又は配分交付するいはゆる

町村に委譲し且つ稅額間の制限率を均等化したこと、又水利

稅、水利地盤稅、共同施設稅等整備したこと

★地方分與稅分與金特別會計法(大藏省提出)

地方團體に分與する分與金を特別會計としたもの

★府縣制中改正法律

地方稅制の改正に伴ひ、府縣稅の賦課徵收に關する基

本規定を設ける外、府縣稅に關する諸規定を削除し、併

せて受益者分擔金の制度を整備し、府縣に於ける郡市經

濟分別の特例を廢止する等の改正を行つた。

★市制中改正法律

★町村制中改正法律

★北海道地方稅法中改正法律

以上の二は地方稅制の改正に伴ひ、北海道地方稅の賦

稅の標準を以て地方團體に還元又は配分交付するいはゆる

露光量違いにより重複撮影

課徵收に關する基本規定を設ける外、北海道地方稅に關する諸規定を削除し、その他府縣制の改正に伴ひ必要な規定の整備を行つた。

(三月三十日公布、即日施行)

★昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

政府は昭和十五年度一般會計歳出及び同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充てるため、他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年度及び十六年度に於て十七億千二百十萬圓を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出來ることとした。尙ほ前記公債の發行價格差減額を補填するため必要ある場合は前記制限以外に公債を發行し又は借入金を爲し得ることとした。

(三月二十七日公布、即日施行)

★昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

政府は他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年度一

般會計歳出の財源に充てる爲め、同年度に於て更に「一億七千七百七十萬圓」を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出来ることとした。

(三月三十日公布、即日施行)

★支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件

支那事變に關する臨時軍事費支辨のため、昭和十二年法律第八十四號による從來の公債の發行限度「百四億三十萬圓」を更に「三十六億七千三百九十九萬圓」増額し「百四十億七千四百二十萬圓」とした。

(三月二十六日公布、即日施行)

★支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律

一、支那事變に關し功勞ある者に對し一時賜金として交付する爲め政府は昭和十五年度分として額面一億六千四百二十萬圓を限り公債を發行することが出来る。
二、本公債はその性質に顧み受賞者をして永く保有せしむる爲めこれを登録公債とし、その公債は我が國現下の財政經濟事情に鑑み、これを政府に於て買上げる場合の外、譲渡し又は擔保に供することは出來ない。

(三月三十日公布、即日施行)

ふ必要上、借入金法定額を「四百萬圓」から「七百萬圓」に増加した。

★政府出資特別會計法

政府の出資に關する會計はこれを特別とし、その經理を明確ならしむるため制定したものである。

(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★金資金特別會計法中改正法律

現下の時局に顧み產金の増加及び金の集中を促進せんがため、金資金特別會計法第三條第一項の「本資金ハ總額五千萬圓ヲ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ產金ノ増加ヲ圖ル爲メ必需要ナル費途ニ使用スルコトヲ得」の規定中、「五千萬圓」を「二億圓」に改め、「產金ノ増加」の下に「及金ノ集中」を追加した。

(四月一日公布、即日施行)

★臨時資金調整法中改正法律

通貨の膨脹を抑制し、國民大眾の購買力吸收を圖る趣旨から新たに割増金附報國債券を發行すると共に、貯蓄債券の割増金の最高限度を現在の百五十倍より三百倍に引上げたものである。

(三月三十日公布、即日施行)

★昭和十三年法律第五十三號中改正法律
(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)
印刷局の事業量の増大に伴ふ据置運轉資本の不足を補うことを得ることとした。

(三月二十七日公布、即日施行)

課徵収に關する基本規定を設ける外、北海道地方稅に關する諸規定を削除し、その他府縣制の改正に伴ひ必要な規定の整備を行つた。

★昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ

充ツル爲公債發行ニ關スル法律

政府は昭和十五年度一般會計歳出及び同年度歳出豫算より繰越額の財源に充てるため、他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年度及び十六年度に於て十七億千三百十萬圓を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出来ることとした。尙ほ前記公債の發行價格差減額を補填するため必要ある場合は前記制限以外に公債を發行し又は借入金を爲し得ることとした。

(三月二十日公布、即日施行)

★昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ

充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

政府は他の法律に依り起債し得る金額の外、昭和十五年度一

般會計歳出の財源に充てる爲め、同年度に於て更に「一億七千七百七十萬圓」を限り公債を發行し又は借入金を爲すことが出来ることとした。

(三月三十日公布、即日施行)

★昭和十二年法律第八十四號中改正法律

(支那事變ニ關スル臨時軍事實支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

支那事變に關する臨時軍事實支辨のため、昭和十二年法律第八十四號による從來の公債の發行限度「百四億三十萬圓」を更に「三十六億七千三百九十九萬圓」増額し「百四十億七千四百二十萬圓」とした。

(三月二十日公布、即日施行)

★支那事變ニ關スル一時賜金トシテ

交付スル爲公債發行ニ關スル法律

支那事變に關し功勞ある者に對し一時賜金として交付する爲め政府は昭和十二年分として額面一億六千四百二十萬圓を限り公債を發行することが出来る。

(三月三十日公布、即日施行)

本公債はその性質に顧み受質者をして永久保有せしむる様

めこれを登録公債とし、その公債は我が國現下の財政經濟事務に鑑み、これを政府に於て買上げる場合の外、譲渡し又は擔保に供することは出來ない。

(三月三十日公布、即日施行)

★職員健康保險特別會計法

政府の經營する職員健康保險事業に關する成入歳出は之を一般會計と區分して經理する各特別の會計を設置することとした。

(三月二十日公布、昭和十五年度より施行)

★作業會計法中改正法律

海軍燃料庫に於ける事業量の増大に伴ひ、作業の圓滑なる遂行を圖るために現在の据置運轉資本の決定額「二千萬圓」を「六百萬圓」に増加して漸次一般會計より繰入するることとした。

(三月二十日公布、昭和十五年度より施行)

★造船局東京出張所ノ廳舍、工場其ノ他

ノ建物及其ノ附屬設備ノ新築擴張ニ要スル經費ニ關スル法律

造船局東京出張所の廳舍工場等の營業擴張に要する経費に充てるため、造船局資金の内「一百萬圓」を限度として昭和十五年度及び十六年度に亘り一般會計に繰入するることを得ることとした。

(三月二十日公布、即日施行)

★昭和十三年法律第五十三號中改正法律

(印刷局购置運轉資本補足ニ關スル件)

印刷局の事業量の増大に伴ふ据置運轉資本の不足を補

ふ必要上、借入金法定額を「四百萬圓」から「七百萬圓」に増加した。

(三月二十日公布、即日施行)

★政府出資特別會計法

政府の出資に關する會計はこれを特別とし、その經理を明確ならしむるため制定したものである。

(三月二十日公布、昭和十五年度より施行)

★金資金特別會計法中改正法律

現下の時局に顧み、産金の増加及び金の集中を促進せんがため、金資金特別會計法第三條第一項の「本資金ハ總額五千萬圓ヲ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ産金ノ増加ヲ圖ル爲メ必要ナル費途ニ使用スルコトヲ得」の規定中、「五千萬圓」を「二億圓」に改め、「産金ノ増加」の下に「及金ノ集中」を追加した。

(四月一日公布、即日施行)

★臨時資金調整法中改正法律

通貨の膨脹を抑制し、國民大衆の購買力吸收を圖る趣旨から新たに割増金附單國債券を發行すると共に、將來債券の割増金の最高限度を現在の百五十倍より三百倍に引き上げたものである。

(三月三十日公布、即日施行)

露光量違いにより重複撮影

アシア・パシフィック・リソース・マネジメント

★外國爲替管理法中改正法律

近時海外に於て本邦銀行券の相場が下落した結果、輸出代金決済又は貿易外受取勘定の本邦向送金等のため海外から安價な本邦銀行券を送付又は携帯する者が増加し、爲めに本邦外貨資金の獲得保全上憂慮すべき事態を生じたので、昨年七月一日から外國爲替管理法に基づく大蔵省令に依り本邦銀行券の輸入を許可事項としたのであるが、その法的根據に付き疑義を挙む向があつた爲め、今回明文を設けることとしたのである。

次に將來外國通貨の輸入を取締る必要を生ずる場合を考慮し、豫じめこれに關する規定を設けた。外國通貨の輸出は從来とも取締り得たのであるが今回明文を以て規定しただけである。
(三月二十七日公布 即日施行)

★陸軍航空工廠資金特別會計法

陸軍航空兵器製造修理の工廠に於てその經營に必要な材料物品を準備保有するため、その資本として陸軍航空工廠資金(五百萬圓)を置き、その歲入歳出を特別會計とした。

(三月二十七日公布 昭和十一年度より施行)

★昭和十三年法律第二十三號中改正法律

(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件)
(四月一日公布)

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及び樺太廳の各特別會計に於ける今回の租稅の増徴又は新稅の創設に因る租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入れることとした。

★陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時

特例ニ關スル法律

支那事變に際し、陸海軍用の兵器、造船、造兵、若しくは製鐵の材料物品の製造又は修理を營む軍需品工場、事業場で材料物品の一部が不足し、陸軍造兵廠、千住製鐵所、陸軍航空工廠、資金又は海軍工廠資金の各特別會計に屬する材料物品を供給しなければ製造又は修理を完成し得ない場合に於て、特に必要あるときは勅令の定むる所に依り、當該特別會計の經營に妨害を及ぼす恐れがある場合は、當該事業主に對し該特別會計に屬する材料物品を賣拂ふことが出来ることにした。
(四月一日公布)

し、その地域内に於て通信を妨害する電氣的工作物の構築について必要な制限を加へることにした。

★宇品港域軍事取締法中改正法律

宇品港域を擴張すると共に新たに伊万里灣附近を陸軍輸送港域に指定し、この區域内の制限事項を增加して輸送の實施と祕密の保持に遺憾なきを期した。
(四月四日公布)

★裁判所構成法中改正法律

裁判所書記との他裁判所附屬更員を直接指揮監督する者は、地方裁判所及び同檢事局以下では判任官たる監督書記であるが、司法事務の改善刷新と判任官の優遇とを圖るために、差當り地方裁判所と同檢事局に書記長又は監督書記を置く制度を創設した。
(三月二十七日公布)

★委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律

(一) 軍人、軍屬のやうに戰闘その他の公務に從事し、婚姻、認知、養子縁組等いろいろの戸籍の届出をしようと思つても、自分であることが困難で、その届出を他人に委託した場合、その届出が受理せられる前に、委託を受けた人が戦死するやうなことがあつても、裁判所の確認を受けさへすれば、有效地届出をすることが出来ることに

★軍用電氣通信法中改正法律

軍用通信所の周囲二千メートル以内に特別地域を設定

露光量違いにより重複撮影

アシア・パシフィック・リソース・マネジメント

★外國爲替管理法中改正法律

近時海外に於て本邦銀行券の相場が下落した結果輸出代金決済又は貿易外受取勘定の本邦向送金等のため海外から安便な本邦銀行券を送付する者者が増加し、爲めに本邦外貨資金の確保至上要すべき事態を生じたので、昨年七月一日から外國爲替管理法に基づく大蔵省令に依り本邦銀行券の輸入を許可事項としたのであるが、その法的根柢に付き疑義を挙ぐ向があつた爲め、今回本文を設けることとしたのである。

次に將來外國通貨の輸入を取締る必要を生ずる場合を考慮し、豫じてこれに関する規定を設けた。外國通貨の輸出は從来とも取締り得たのであるが今回本文を以て規定しただけである。

(三月二十日公布 財政省)

★陸軍航空工廠資金特別會計法

陸軍航空兵器製造修理の工廠に於てその經營に必要な材料物品を準備保有するため、その資本として陸軍航空工廠資金(五百萬圓)を置き、その歳入歳出を特別會計と定めた。

(三月二十七日公布 営理十五年五月三十日施行)

★宇宙港域軍事取締法中改正法律

宇品港域を擴張すると共に新たに伊萬里港附近を陸軍輸送港域に指定し、この区域内の制限事項を増加して輸送の實施と秘密の保持に遺憾なきを期した。(四月四日公布)

★要塞地帶法中改正法律

明治三十二年制定の本法を戦闘法則、兵器性能の變化に即應して改正したもの。
(一) 要塞地帶第二區、第三區、第三區を更に擴張し、從來の要塞外、定地帶區域に於ける行爲の制限を解除し、(二) 要塞地帶内第一區、第二區内に於て不許可を要すべきものを増加し、(三) 要塞地帶内の兵備狀況その他の地形等を規制するものと認められる者の立入禁止又は銃眼の規定を設け、(四) 制則を重くした。

(四月四日公布)

★軍用電氣通信法中改正法律

軍用通信所の周囲一千メートル以内に特別地域を設定

★昭和十三年法律第二十三號中改正法律

(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳
ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相
當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入
(三月一日公布)
ルルコトニ關スル件)

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及び樺太廳の各特別會計に於ける今回の租稅の増徴又は新稅の創設に因る租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入されることとした。

★陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時

別例ニ關スル法律
支那事變に際し、陸軍軍用の兵器、造薬、造兵、若しくは製械、
の材料物品の製造又は修理を營む軍需品工場、事業場で材料物
品の一部が不足し、陸軍造兵廠、手作製械所、陸軍航空工廠、
資金又は海軍工廠資金の各特別會計に屬する材料物品を供給し
たばれば製造又は修理を完成し得ない場合には、特に必要あ
るときは勅令の定むる所に依り、當該特別會計の經營に妨げ
き限り、當該事業主に對し該特別會計に屬する材料物品を賣拂
ふことが出来ることにした。

(三月一日公布)

し、その地域内に於て通信を妨害する電氣的工作物の構築について必要な制限を加へることにした。

(三月二十二日公布)

★裁判所構成法中改正法律

裁判所書記その他裁判所附屬吏員を直接指揮監督する
者は、地方裁判所及び同檢事局以下では判任官たる監督
書記であるが、司法事務の改善刷新と御任官の優遇とを
圖るため、差當り地方裁判所と同檢事局に書記長又は監
督書記を置く制度を創設した。(三月二十七日公布)

★委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル

法律
(一) 軍人、軍屬のやうに戰闘その他の公務に從事し、婚姻、認知、養子縁組等いろいろの戸籍の届出をしようと思つても、自分ですることが困難で、その届出を他人に委託した場合、その届出が受理せられる前に、委託をした人が戦死するやうなことがあつても、裁判所の確認を受けとへすれば、有效地に届出することが出来ることに

し、且つ届出の效力は委託者の死亡の時に遡つて生ずることにした。

(二) 戰時又は事變の際に限らず、又軍人、軍屬等に限らず、一般に届出人の郵送した戸籍の届書が届出人の死亡後に、戸籍役場に到達することが往々あるが、この場合の届出の效力も亦前の場合と同様に、届出人の死亡の時に遡つて生ずることにした。(三月二十九日公布、四月一日施行)

★現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律

從來市町村の負擔となつてゐた市町村立小學校教員の俸給が昭和十五年度から道府縣の負擔に移されるので、本法に依る國庫負擔金の交付先を道府縣とすること及びこれに伴ふ字句の整理などをその骨子としたものである。(三月二十九日公布、四月一日施行)

★市町村義務教育費國庫負擔法改正法律

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

(一) 市町村立小學校教員俸給は從來市町村費を以て負擔してゐたが、昭和十五年度から之を道府縣の負擔に移すこととなつたため本法の題名を單に「義務教育費國庫負擔法」とし、且つ本法に依る國庫負擔金は之を道府縣に交付することに改めたこと。

(二) 本法に依る國庫負擔金は、從來毎年八千五百萬圓を下らざる一定額を支出してゐたが、これを改めて越常小學校教員俸給の定率二分の一を支出することに改めたこと。

(三月二十九日公布、四月一日施行)

★昭和十二年法律第九十號中改正法律

(一) 現行法では政府が米穀の買入をなし得るのは米價が米穀新制法による標準最高價格の一定割合以下なる場合に限られてゐるので、この制限を撤廃して時價に準據して定める價格で買入をなし得ることとし、(二) 米穀の配給上特に必要ある場合には米穀以外の穀物、穀粉の買入や賣渡もなし得ることとした。(三月二十二日公布、即日施行)

施行除外地に搬入することが出来ない。

二、道府縣の希望があれば、國の農產物検査所に於てそれ等の米、麥、菜種以外の農產物の検査をも行ひ得るやうな途を開いた。(四月五日公布)

★日本輸出農產物株式會社法 (修)

輸出農產物中除蟲菊、薄荷、輸出向豆類、菜種及び菜種油等の集荷が困難なのは國內取引事情に統一を缺いてゐることが、原因を爲してゐるものと認められるので特殊國策會社として「日本輸出農產物株式會社」を設立し、本會社をして、これ等農產物の集荷及び配給の統制上必要な事業を行はせ、以てこれ等農產物の出廻り數量を確保すると共に、これを輸出業者その他必要な方面に圓滑に配給せしめることとしたもの。(四月八日公布)

★農產物検査法

米穀等主要食料農產物に關する最近の諸般の状況に鑑み、現在道府縣に於て區々に實施してゐる農產物検査を統合して國營となし、以て農產物検査の統一及び適確を期し配給の圓滑に資せんとするものである。その要點は左の通り。

一、米穀、麥類及び菜種は國營の農產物検査所の検査を受けたものでなければ賣買等に因る受渡しを爲し又は主務大臣の指定する地域(大都市その他農產物の生産數量の僅少なる検査

農會は多年我が國の農業の改良發達に努め來り、殊に時局下に於て生産の確保その他農業上各般の施設を行ひつゝあるのであるが、時局の推移に對應し、農業の指導獎勵と共に適切なる統制を行ひ得るやうにした。

又重要農產物の生産の確保その他農業上の施設は、部

落に於ける農業に関する團體の活動に俟つところが極めて多いのであるから、これ等の團體が農會に加入し得る途を開き農會との連繋を周密にした。

(西月五日公布)

★木炭需給調節特別會計法

(大藏省提出)

木炭の需給の調節のため政府の行ふ木炭の買入、賣渡又は貯蔵に關する一切の成入成出を一般會計と區分し、特別會計を設置した。本會計に据置遅轉資本を置き、その金額は百萬圓とし一般會計より繰入れるものであり、本會計の經費支辨のため必要あるときは、政府は本會計の負擔に於て七百萬圓を超える範圍に於て借入を爲すことが出来る。

(三月三十日公布 嘉和十五年度より施行)

★裝蹄師法

有能馬の維持造成上、蹄の保護について萬全を期する必要が極めて大となつて來たが、専ら削蹄及び裝蹄を業とする者についての明治二十三年の制定に係る法律蹄鐵工免許規則は主として免許續を規定せるに過ぎず、相互の連絡統制を缺くために技能向上を圖ることが甚だ困難で、現時的情勢に即應せざるに至つたので、この際蹄

鐵工免許規則を廢止し新たに裝蹄師法を制定したのである。

(西月二日公布)

★家畜傳染病豫防法中改正法律

(西月三日公布)

(一) ダニ熱、離白病、家禽ベストを法定傳染病中に加へ、中に家禽コレラ、家禽ベスト及び離白病に罹つた家畜を加へ、(二) 又、地方長官が傳染病豫防上、殺命令を爲し得る家畜の又は罹つた疑ひある家畜の屍體については化製に依る利用を許し、又、これ等の屍體の皮及び牛の傳染性流產、ダニ熱、馬絨羊、山羊の疥癬に罹り又は罹りたる疑ひある家畜の屍體の皮については消毒に依る利用を許すこととした。(西月四日公布)

★牧野法中改正法律

國內軍馬資源の培養上並びに生産力擴充の爲めの畜力維持上資質優良なる馬を増産する必要に際して、牧野を擴大し整備することが必要なので、茲に牧野法を改正し現下牧野に課せられた使命に對應することになつて來たのである。次に改正の要點を述べよう。

一、市町村や畜產組合や牧野組合等が馬の爲めの牧野を認けよ

うとするときは先づその土地の所有者と協議を爲し、その協議が調はなかつた場合には強制して迄土地を買取り又は借り受け得ることとした。

二、牧野のうちの重要なものを牧野特定地に指定して維持改良上必要な命令を發するとか牧野組合の強制設立をさせるとか徹底的な指導監督をして、大いにその改良を促進する。放牧しない者に對しては放牧命令をも出せることにした。更に牧野特定地に於ては許可を得なければ之を牧野の用途を妨げるやうな行為をすることが出来ないものとした。

三、國營牧野を設ける。

(西月四日公布)

☆獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律

現下の時局に於て、獸醫師の著るしく不足せる實情に鑑み、臨時的措置として、新たに獸醫手なる制度を設け、一定の場合に於て、家畜の疾病の診療を爲すことを得しめ、以て獸醫技術者の不足の緩和を圖ることを目的とするものである。

★鐵業法中改正法律

(西月四日公布)

★獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律

(西月四日公布)

明治三十八年に制定された鐵業法を、今日の情勢に適應するやう改正したもの。その要點は左の通りである。

一、試掘權の期間を四年に延長すると共に三十三條の二を削除して睡眠鐵區の發生を防止することとした。また探査の價値ありと認めた場合には試掘權者に探査の出願を命じ得ることにした。

二、明礬石、螢石、石綿を鐵業法上の鐵物に追加した。ま

た炭火水素を主成分とする天然ガスは全部石油と見なすこととした。

三、鐵業出願地が他人の異種の鐵物の鐵區と重複する場合、他人の鐵業に妨害なしと認めらるゝ限りこれを許可することとした。

これも明治四十二年に制定されたものを現時に即する

やう改正を加へたものである。

★砂礦法中改正法律

(西月八日公布)

★鐵業法中改正法律

(西月八日公布)

これも明治四十二年に制定されたものを現時に即する

やう改正を加へたものである。

一、砂礦權の設定を簡易化し、砂礦權の出願に土地所有者の承諾を必要としないことにして、土地所有者や關係人には鐵

山監督長から出願があつた旨を通知することとした。

二、砂礦業者たるため必要な工作物の施設のために他人

の土地を使用し得ることとした。一方大規模な砂礦業に對

しては、施設案、危害撲滅、賠償、義務、労働者保護等について鑑定法の條文を適用することにし、罰則も強化した。

(四月八日公布)

★商工組合中央金庫法中改正法律

(大蔵省共管)

經濟統制の強化に伴つて、中小商工業者の組織化並びに轉業を促進するため、これら商工關係組合に對する金融を圓滑ならしめることが特に必要となつて來たので、商工組合中央金庫の機能を一層擴充したもの。その改正の要點は左の通りである。

一、特別割賦貸付の總額に關する制限を緩和し、長期に亘る特別割賦貸付であつても、政府資金の融通を爲す場合には制限規定を適用せざることとし、その圓滑な融通を圖ることとした。

二、商工債券を割引の方法を以て發行し得ることとした。

三、金庫の業務を擴充し、新たに金庫がその業務として所屬組合又は所屬聯合會に代つて、組員からの出資拵込金の受入又は組員に対する配當金の支拂を取扱得ることとした。

四、月賦償還貸付は弱小組合の立場を考慮して期限五年を超えた。

★損害保險國營再保險特別會計法

(大蔵省提出)

損害保險國營再保險法に依り經營する損害保險國營再保險事業に關する歲入歳出を一般會計と區分し、特別の會計を設置した。

(三月三十日公布、昭和十五年度より施行)

重要資源不足の問題を解決する合成ゴム、合成トルオール、合成繊維等の企業化を促進し、醋酸、アセトシン、メタノール、ブタノール等の製造事業の擴充を図るなど、有機合成事業の確立を圖るため主要な有機合成事業を許可事業となし、これに對し適切有效な指導助成を行はうとするものである。

(四月四日公布)

★商業組合法中改正法律

現行の商業組合制度を利用して、遠くに達せぬ極めて微弱な商業者に商業小組合を組織すると共に、一方商業組合の物資、物價の統制上占むる重要性に鑑み、その監督取締に遺憾なきを期さうとするものである。

商業小組合制度の概要是、(一)原則として大體その營業に投下せられてゐる固定資本、流動資本の總額が三千圓に達せざる小

るものについても之を認めることとした。(四月一日公布)

★損害保險國營再保險法(大蔵省提出)

戰爭その他の變亂に際しては、危險の急激なる上昇とその豫測が困難な爲め損害保險料は暴騰し、終には保險の引受け不能に陥ることも少くないが、かゝる場合に政府が保険會社の引受けた損害保險を再保險することによつて、實質的に國家の責任に於て保険料の昂騰を抑制し、保險の引受けに支障なからしめようとするのが本法の第一の目的である。また我が國の保険會社は、國內に於て引受けた損害保險の中相當の部分(約三割)を、外國の保險業者に再保險に附けることに依つて危險の分散を圖つてゐるが、國際關係或ひは相手國の國內事情等から此の外國再保險取引が困難となり、或ひは軍事上の秘密保護等の見地から、外國再保險取引を制限することになると國內の保険會社の危險負擔が加重される結果、保險の引受けに困難を生ずる様な處もあるから、かかる場合にも政府が外國保險業者に代つて再保險を引受けることによつて、保險の引受けに支障なからしめようとするのが本法の第二の目的である。

(三月三十日公布)

商業者を以て組織せしむること、(二)その事業としては營業の統制の如き事業は爲さしめず、事務仕入、保貨、運搬、販賣等の共同事業により弱小商業者の共同經營を圖らしむること、(三)組合地區を定めず、氣の合つた者が任意に寄り集つた組織體とすること、(四)法人格を與へること、(五)組合員の數は共同經營に便ならしむるために原則として十名以内とすること、(六)商業小組合は商業組合に加入し得るものとすること、商業小組合が商業組合に加入したらその組員は商業組合に加入することを得ざるものとすること、(七)行政官總は商業小組合に對し商業組合を指定して之に加入すべきことを命じ得ること。

(四月四日公布)

★輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法

現下の國際情勢下に於ては、國內に於ける輸出前の金融に可及的便宜を講じ、輸出業者と輸出品製造業者が安全じて海外からの注文の引受けを爲すことが出来るやうにすることが必要であり、從來豫算制度の運用に依り輸出を金融通損失補償及び輸出品製造資金融通損失補償制度を施行して來たのであるが、この際この兩制度を法律の根據の下に置いて制度の恒久化を圖り、輸出補償制度

と互ひに呼應させて貿易金融制度を整備し、輸出貿易政策遂行に遺憾なからんことを期した。

(四月二日公文)

★昭和九年法律第四十五號中改正法律(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(大藏省提出)

本法は本邦通商貿易に對する外國の壓迫措置等に對応し、貿易調節又は通商擁護のために輸入税の増課又は輸出入の禁止、制限等の措置を探り得ることをその主たる内容とし、曾てカナダ及び藻洲と日本との間の通商紛争の際に發動され、右紛争がいづれも本邦に有利に解決されたといふ経緯を有するものである。然るに本法の有效期間は本年四月三十日迄となつてゐるので、更にこれを三ヶ年延長して現下の複雑なる國際通商情勢に備へるためにこれを改正したものである。

(四月二日公文)

★輸出毛織物取締法

毛織物は、輸出品中特に將來性に富む商品であるが、大部分中小工業者の生産に係る關係上、やゝもすれば粗製濫造に陥り、延いては粗悪品が輸出され、品質に對する海外よりの苦情が少くない。

(四月二日公文)

よつて政府が國營に依る精緻嚴正なる輸出を検査實施

すると共に、その輸出の取締を行ひ、粗悪品の輸出を防止して、海外市場に於ける聲價を維持し、進んで品質の改善向上、並びに製品の高級化を促し、以て毛織物の輸出振興を圖り、輸出貿易の健全な發展に資せんとするのが、本法制定の趣旨である。

(四月四日公文)

★石炭配給統制法(修)

現下の時局に鑑みて石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため、日本石炭株式會社を創設し、石炭を一手に買上げさせ、その買上を適正價格で配給させようといふのを目的とする。法案の骨子は左の通りである。

(四月八日公文)

日本石炭會社は資本金五千萬圓、その半額を政府出資とす。同會社の事業は石炭の買入、販賣、輸出、輸入、移出、移入、石炭礦業に對する資金の融通と投資これ等に附帶する事業。その他石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため必要な事業であつて、同社に對しては社債發行の限度、その手續等に付商法上の特例を認める等、種々これを保護する一方、嚴重な主務大臣の監督下に置くやうにしてある。

(四月八日公文)

★船員保險特別會計法(大藏省提出)

船員保險法(昭十四、四、六、法七十三號)に基づき政府の經營する船員保險事業に屬する歲入歳出は關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計に屬せしむるものと除く外、これを他の會計と區分し特別會計を設置した。

(二月二十七日公文、昭和十五年度より施行)

★船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各

會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律

(大藏省提出)

本法の趣旨は船員保險業の經營に伴ひ一般會計並びに關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て國庫負擔金の分擔を爲し、又船員保險、關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て相互通じる金を爲さんとするにある。(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★自動車交通事業法中改正法律(修)

自動車による運送事業、わけても貨物自動車運送事業

政府をして、金華山軌道株式會社及び朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償のため、必要な額を限度として公債

を爲すとするもの。

(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

33

☆金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ

爲公債發行ニ關スル法律

33

露光量違いにより重複撮影

と互ひに呼應させて貿易金融制度を整備し、輸出貿易政策遂行に邁進なからんことを期した。

(四月二日公佈)

★昭和九年法律第四十五號中改正法律(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(大藏省提出)

(四月四日公佈)

本法は本邦通商貿易に對する外國の壓迫措置等に對応し、貿易調節又は通商擁護のため輸入税の増課又は輸出入の禁止、制限等の措置を探り得ることをその主たる内容とし、曾てカナダ及び瀋洲と日本との間の通商紛争の際に發動され、右紛争がいづれも本邦に有利に解決されたといふ経緯を有するものである。然るに本法の有效期間は本年四月三十日迄となつてゐるので、更にこれを三ヶ年延長して現下の複雑なる國際通商情勢に備へるためこれを改正したものである。

(四月二日公佈)

★輸出毛織物取締法

毛織物は、輸出品中特に將來性に富む商品であるが、大部分中小工業者の生産に係る關係上、やゝもすれば粗製濫造に陥り、延いては粗悪品が輸出され、品質に對する海外よりの苦情が少くない。

よつて政府が國營に依る精緻嚴正なる輸出を検査實施

★船員保險特別會計法(大藏省提出)

船員保險法(昭、十四、四、六、法七十三號)に基づき政府の經營する船員保險事業に屬する歲入歳出は關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計に屬せしむるもの除外外、これを他の會計と區分し特別會計を設置した。

(三月二十七日公佈、昭和十五年度より施行)

★船員保險事業ノ經營ニ伴フ關係各會計間ノ分擔及關涉ニ關スル法律

(大藏省提出)

本法の趣旨は船員保險業の經營に伴ひ一般會計並びに關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て國庫負擔金の分擔を爲し、又船員保險、關東局、朝鮮總督府及び臺灣總督府の各特別會計間に於て相互に繰入金を爲さんとするにある。(三月二十七日公佈、昭和十五年度より施行)

★自動車交通事業法中改正法律(修)

自動車による運送事業、わけても貨物自動車運送事業

すると共に、その輸出の取締を行ひ、粗悪品の輸出を防止して、海外市場に於ける聲價を維持し、進んで品質の改善向上、並びに製品の高級化を促し、以て毛織物の輸出振興を圖り、輸出貿易の健全な發展に資せんとするのが、本法制定の趣旨である。

(四月八日公佈)

★石炭配給統制法(修)

現下の時局に鑑みて石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため、日本石炭株式會社を創設し、石炭を一手に買上げさせ、その買上炭を適正價格で配給させようといふのである。法案の骨子は左の通りである。

日本石炭會社は資本金五千萬圓、その半額を政府出資とする。石炭の生産業者、輸入業者、石炭取扱會社で主務大臣から指定されたもの(指定會社)は、その石炭を日本石炭會社に賣渡さなければならぬ。同會社の事業は石炭の買入、販賣、輸出、輸入、移出、移入、石炭礦業に對する資金の融通と投資これ等に附帶する事業、その他石炭需給の圓滑と價格の公正を圖るため必要な事業であつて、同社に對しては社債發行の限度、その手續等に付商法上の特例を認める等、種々これを保護する一方、嚴重な主務大臣の監督下に置くやうにしてある。

(四月八日公佈)

の產業上及び國防上の重要性に鑑み、本事業の合理的經營並びに貨物自動車の整備を圖り、以て輸送力を増強をせんとするもの。改正の要點を擧げれば概ね次の通りである。

一、貨物自動車事業に関しては、現行法の定期定路線と然らざるものとに區分する取扱方が實情に適しないものがあるから、法律上は單に貨物自動車運送事業のみとして取扱ふこととする。

二、バス、タクシー、トラック等の自動車運送事業の統制及び共同利益の増進を目的とする組合制度を設け、補助金を交付し得ることにした。

三、バスのみならずタクシー及びトラックにも自動車交通事業財團を認めて抵當權の目的となし得ることとし、金融の潤滑を圖る。

四、貨物自動車運送事業者に對して補助金交付の制度を設け、貨物自動車の整備を圖らしめる。

★金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償のため、必要な額を限度として公債

政府をして、金華山軌道株式會社及び朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償のため、必要な額を限度として公債

為公債發行ニ關スル法律

政府をして、金華山軌道株式會社及び朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償のため、必要な額を限度として公債

を施行し得ることとした。

(三月二日公布、即日施行)

したため、本資金の法定額を二百萬圓に増額したものである。

(三月二十七日公布、昭和十五年度より施行)

★朝鮮事業公債法中改正法律(大蔵省提出)

朝鮮總督府特別會計の現状に鑑み、鐵道建設改良のための經費、港灣修築のための經費、道路修築、國境橋梁架設のための經費及び產金送電設備の計畫變更に伴る經費等の財源の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。

(三月二十七日公布、即日施行)

★臺灣事業公債法中改正法律(大蔵省提出)

臺灣總督府特別會計の現状に鑑み、鐵道建設(高雄港臨港線工事及び新高港臨港線工事)に要する經費並びに停車場改良(南部操車場新設工事及び新竹、新營、花蓮港三驛の改良工事)に要する經費の財源の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。

(三月二十七日公布、即日施行)

★臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律

臺灣に於ける官設鐵道事業の增大に伴ひ、臺灣官設鐵道用品資金特別會計に於ける歳入歳出も亦著しく増加

(大蔵省提出)

★國民體力法(修)(文部省共管)

國民體力の向上を圖るために、國家に於て國民の體力を

検査し、之が指導指示等を爲すと共に國民體力の實情に即する對策を樹立實施するのが目的で、その要旨は左の通りである。

一、管理の對象(被管理者)は、帝國臣民たる未成年者とした。未成年者の心身については充分保護監督を加へる必要があるので、從來民法により親権者に監護義務を課せられてゐたのであるが、本法案に於ては國民體力向上の見地から、或る程度公法上の義務としたのである。

二、被管理者は未成年者であるため保護者を定め、これに必要な義務を負はせた。

三、被管理者に對しては毎年一同體力検査を施行する。

★國民優生法(修)

本法案の目的は、一方に於て、惡質な遺傳性疾患の素質を有する者の增加するのを防遏すると同時に、地方健全な素質を有する者の増加を圖つて、以て國民全體の素質を向上せしめることである。

惡質な遺傳性疾患の素質を有する者に對しては、優生手術を施して不妊ならしめるのであるが、この優生手術なるものは、世間で往々誤解して居る「大勢」とは全然異り、心身に何等の悪影響のない進歩した方法によるので

ある。優生手術の施される疾患は、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度且つ惡質な遺傳性病的性情、強度且つ惡質の遺傳性身體疾患、強度の遺傳性畸形の五種である。何れも遺傳病と確實に認定され、且つ子又は孫に遺傳するの虞れが著しいときには強制的である。この場合でも天才的素質を持つて居るときは除外する。

特殊な場合以外は原則として、本人、配偶者、父母等の任意の申請に基づき地方長官又は厚生大臣の命によって施行する。

健全なる素質を有する者の増加策としては、「故ナク生産ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ」と規定して、その亂用取締の規定を設けてゐる。

★職業紹介法中改正法律

この改正法律は職業紹介法第七條を削除したものである。同法第七條によると職業紹介所及び聯絡委員に關する費用の一部は地方費で負擔することになつて居るが、支那事變の進展に伴ふ職業紹介所の事務の現況に鑑み、この地方負擔を廢止し全額國庫の負擔となすことが必要であるので、この規定を削除するに至つたのである。尙ほ同法第十四條中の改正は第七條の削除に伴ひ字句の整理をしたものである。

(三月三十日公布、四月一日施行)

露光量違いにより重複撮影

を發行し得ることとした。

(四月二日公布 部官第1)

を發行し得ることとした。

(四月二日公布 部官第1)

したため、本資金の法定額を二百萬圓に増額したものである。
(三月二十七日公布 昭和十五年度より施行)

★臺灣私設鐵道補助法中改正法律

臺灣に於ける私設鐵道の助成上、これが經營の實績に鑑み、現行の補助期間二十年を更に五年間延長し、同時に補助方法をも改めたもの。

(四月一日公布 部官第1)

★樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲

臺灣總督府特別會計の現状に鑑み、鐵道建設（高麗港、臨港線工事及び新高麗港臨港工事）に要する經費並びに停車場改良（南部操車場新設工事及び新竹、新營、花蓮港、三躉の改良工事）に要する經費の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。

(三月二十七日公布 部官第1)

★樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲

臺灣總督府特別會計の現状に鑑み、鐵道建設（高麗港、臨港線工事及び新高麗港臨港工事）に要する經費並びに停車場改良（南部操車場新設工事及び新竹、新營、花蓮港、三躉の改良工事）に要する經費の一部を公債による必要があるため、公債發行限度を改めたものである。

(三月二十七日公布 部官第1)

★臺灣官設鐵道用資品資金會計法中改正法律

臺灣に於ける官設鐵道事業の增大に伴ひ、臺灣官設鐵道用資品資金特別會計に於ける歲入歲出も亦著しく増加

(三月二十七日公布 部官第1)

★國民體力法 (修) (文部省共管)

國民體力の向上を圖るために、國家に於て國民の體力を

検査し、之が指導指示等を爲すと共に國民體力の實情に即する對策を樹立實施するのが目的で、その要旨は左の通りである。
一、管理の對象（被管理者）は、帝國臣民たる未成年者とした。未成年者の心身については充分保護監督を加へる必要があるので、從來民法により親権者に監護義務を課せられてゐたのであるが、本法案に於ては國民體力向上の見地から、或る程度公法上の義務としたのである。

二、被管理者は未成年者であるため保護者を定め、これに必要な義務を負はせた。

三、被管理者に對しては毎年一回體力検査を施行する。

★國民優生法 (修)

本法案の目的は、一方に於て、惡質な遺傳性疾患の素質を有する者の增加するのを防遏すると同時に、他方健全な素質を有する者の増加を圖つて、以て國民全體の素質を向上せしめることである。

惡質な遺傳性疾患の素質を有する者に對しては、優生手術を施して不妊ならしめるのであるが、この優生手術なるものは、世間で往々誤解して居る「去勢」とは全然異り、心身に何等の惡影響のない進歩した方法によるものである。

(三月三十日公布 四月一日施行)

★職業紹介法中改正法律

この改正法律は職業紹介法第七條を削除したものである。同法第七條によると職業紹介所及び聯絡委員に關する費用の一部は地方費で負擔することになつて居るが、支那事變の進展に伴ふ職業紹介所の事務の現況に鑑み、この地方負擔を廢止し全額國庫の負擔となすことが必要であるので、この規定を削除するに至つたのである。尚ほ同法第十四條中の改正は第七條の削除に伴ひ字句の整理をしたものである。

(三月三十日公布 四月一日施行)

重要質疑應答篇

費廉院本台紙で行はれた質疑應答中から二三、重複と思はれるもの要旨を拾ひ出したので、因務大臣の答辯内容を記録することに重複をおき、質問の要旨は簡略にした。『資本』は貴族院本會議、『衆本』は衆議院本會議、「速」は官報對外講事速記録(内閣印刷局編)の略で、詳細は原文にしておいたまきたい。

八紘一宇と東亞新秩序

〔問〕 八紘一宇の精神と東亞新秩序の建設に關する政府の見解如何。(二二四貴本、建設部遜吉氏)(^{〔素連一三四二二六一三三頁〕})

〔答〕 八紘一宇とは神武天皇御創業の大精



神であり、廣大無邊の御仁徳を普く天が下に布き弘め給ふ所の大御心であると拜察する。東亞新秩序の建設と云ふことは、近衛

聲明にもある通り、抗日容共の指導精神を固より諸外國の權益を侵すことなきは勿論であり、その正當の權益は之を助長せらるべきものであると考へる。かくして東亞永遠の平和が得られると考へてゐる。次に支那事變の目的は、實

〔問〕 支那事變の目的は、如何なる考へをもつか。(二二四衆本、齊藤謙夫氏)^{〔素連五四〇頁〕}

〔答〕 今次事變の目的は、容共抗政権を潰滅し、日滿支共に善

に東亞に於ける新秩序を建設し、肇國以來の國是である八紘一宇の大理想を實現するにあり所謂侵略戰争とは根本的に其の類を異にする。この來るべき東亞新秩序の建設こそは、物心幾多の犠牲を償つて餘すなきを信ずるものであつて、この聖戰の目的に徹するならば、敢て領土を求めず、敢て賠償を要求せぬでも、國民は滿足をするものと信じてゐる。(二二四貴本、米内内閣總理大臣)^{〔素連一三四二二六一三三頁〕}

支那事變の目的

〔問〕 支那事變の目的は、容共抗政権を潰滅し、日滿支共に善

36



支那事變の目的

〔問〕 支那に於ける通貨問題に對して日本は如何に援助する考へか。(二二五衆本、大口喜六氏)^{〔素連一三五二一頁〕}

〔答〕 日本は聯銀券の價值を維持することにできるだけ助力をせねばならない。それには、日本が正貨を以て授けるか、日本の

〔問〕 日滿支圓「ブロック」の貿易關係について聯銀券が通用されると思ふ。(二二五衆本、櫻内大藏大臣)^{〔素連一三五二七頁〕}

いて政府は如何なる見解をもつてゐるか。

〔問〕 日滿支圓「ブロック」に對して昨年は十二億

萬圓友好、共同防共、經濟提携を實現し、以て東亞の新秩序を確立して、肇國以來の國是たる八紘一宇の大理想を顯現するにあつて、弱肉強食を本質とする侵略戰爭とは根本的に相違がある。在支百萬の皇軍は間より、全陸軍の將校はこの信念の下に聖業の完成に邁進してゐる。十萬の英靈はこの信念に殉じ從容死地についたのである。しかるに今日事變目的に關し兎角の疑惑あるのは眞に遺憾に堪へない。(二二三衆本、細川軍大臣)^{〔素連一三五二六頁〕}

道義外交の根據

〔問〕 政府は道義外交を主張し、自主外交といふが、如何なる根據に立つか。(二二

六衆本、河上丈太郎氏)^{〔素連一三五二二頁〕}

〔答〕 論理的基礎と言ひ得るか否かは別と

して、日本の外交は、建國の大義に立脚し、

皇道の精神に基いて之を行ふ、これが要

諦である。最近世界の平和が確立しないと

新支那の通貨問題

〔問〕 支那に於ける通貨問題に對して日本

は如何に援助する考へか。(二二五衆本、大

口喜六氏)^{〔素連一三五二一頁〕}

〔答〕 日本は聯銀券の價值を維持することにできるだけ助力をせねばならない。それには、日本が正貨を以て授けるか、日本の

〔問〕 日滿支圓「ブロック」の貿易關係について聯銀券が通用されると思ふ。(二二五衆本、櫻内大藏大臣)^{〔素連一三五二七頁〕}

いて政府は如何なる見解をもつてゐるか。

〔問〕 日滿支圓「ブロック」に對して昨年は十二億

37

餘萬圓の輸出増加になつて來り、これが日本

満洲等の物資にして日本に輸出の出来る所

もこれを獎勵して行く必要があると思ふ。

本の國內に於ける物資缺乏の一因を成して

(二)一衆本、櫻内大藏大臣(參達七號七六頁)

あると云ふことは、或る程度否めない。故

に品物を送るが、滿洲支那に於ても出来

に政府に於ても、この圓「ブロック」内に於

ては、適當な調節の方法を

ある貿易に對しては、適當な調節の方法を

途を講ずる必要があると思ふ。(二)一衆本、

櫻内大藏大臣(參達四號三二頁)

執つてゐるが、日本が東亞の盟主となり、

東亞の新秩序を建

設する見

地から言

へば、或

る程度日滿支間の經濟問題の指導者となつ

て、これを援助して行く必要がある。即ち聯

銀券を維持する上に於ても、又滿洲の通貨

は現在日本に「リンク」してゐるが、その信

用を維持する上に於ても、日本が出来る限

りの物資を供給すると云ふことは、當然爲

さなければならない。これを今後どうする

かと言ふと、日滿支綜合經濟計畫を立てて、

適當な財源のない場合は、公債によつて

〔問〕 満洲支那の經濟問題の指導者となつ

て、これを援助して行く必要がある。即ち聯

銀券を維持する上に於ても、又滿洲の通貨

は現在日本に「リンク」してゐるが、その信

用を維持する上に於ても、日本が出来る限

りの物資を供給すると云ふことは、當然爲

さなければならない。これを今後どうする

かと言ふと、日滿支綜合經濟計畫を立てて、

適當な財源のない場合は、公債によつて

〔答〕 東亞の新秩序を建

設する見地から言へば、或

る程度日滿支間の經濟問題の指導者となつ

て、これを援助して行く必要がある。即ち聯

銀券を維持する上に於ても、又滿洲の通貨

は現在日本に「リンク」してゐるが、その信

用を維持する上に於ても、日本が出来る限

りの物資を供給すると云ふことは、當然爲

さなければならない。これを今後どうする

かと言ふと、日滿支綜合經濟計畫を立てて、

適當な財源のない場合は、公債によつて

〔問〕 満洲支那の經濟問題の指導者となつ

て、これを援助して行く必要がある。即ち聯

銀券を維持する上に於ても、又滿洲の通貨

は現在日本に「リンク」してゐるが、その信

用を維持する上に於ても、日本が出来る限

りの物資を供給すると云ふことは、當然爲

さなければならない。これを今後どうする

かと言ふと、日滿支綜合經濟計畫を立てて、

適當な財源のない場合は、公債によつて

〔答〕 東亞の新秩序を建

設する見地から言へば、或

る程度日滿支間の經濟問題の指導者となつ

て、これを援助して行く必要がある。即ち聯

銀券を維持する上に於ても、又滿洲の通貨

は現在日本に「リンク」してゐるが、その信

用を維持する上に於ても、日本が出来る限

りの物資を供給すると云ふことは、當然爲

さなければならない。これを今後どうする

かと言ふと、日滿支綜合經濟計畫を立てて、

適當な財源のない場合は、公債によつて

もこれを獎勵して行く必要があると思ふ。

(二)一衆本、櫻内大藏大臣(參達七號七六頁)

とは矛盾してゐるやうに思ふがどうか。

(二)一衆本、大口喜六氏(參達七號五二四)

低物價政策と獎勵金

〔問〕 政府は低物價政策遂行に當つて、獎

勵金とか補償金を出す考へのやうだが、そ

の財源はどこに求めるか。(二)一衆本、木

暮武太夫氏(參達七號七三頁)

〔答〕 適正價格を出来るだけ早く制定し

今日の統制經濟の行詰りを開けたいと思

ふ。それは第一に物資の増産を圖

ると共に努力するが、萬已むを得ない場合には、生

活必需品については、獎勵金その他の方法

で低物價を維持し、國民生活を確保する必

要があると考へる。財源については、その

のは、合理的に或ひは理論的に研究したら

長い骨掛かゝる。かうして適正價格

も時の状況によつて變化を來すからこの方

〔問〕 勞働爭議の最近に於ける趨勢は、幸ひ日本

やうな問題は、實際に適するやうに當業者

の意見を採入れて政府が一日も早く實行す

ることが必要と思ふ。要するに、速かに適正

價格を決定し、「面に於て増產を圖り、他

面成るべく低物價政策を行つて行く考へで

ある。(二)一衆本、藤原商工大臣(參達七號五五)

〔問〕 適正賃金問題

〔問〕 適正賃金を確立し勞働者の生活を保

障する意思ありや。(二)一衆本、井上良次

氏(參達一八號三九〇)

〔答〕 今まで初給賃金の定められてゐる

い分野に於ける初給賃金の適正化定め方並

びに初給賃金以外の賃金の適正化を圖る爲

めの基準について、賃金委員會その他

の機構を活用して、速かにその何等か

の決定をしたいと思つてその事務的準備

資料の整備等に、全力を擧げてゐる。なほ

〔問〕 戰時手當制を規定する意思なきや。

〔答〕 今日の生活難を若干緩和する爲め

木炭の増産、配給の問題

〔問〕 政府は木炭の増産について確信があるか。炭價並びに配給機構についてはどう考へてあるか。(三・一五衆本、伊藤君右氏)〔案送二五號六四〇頁〕

〔答〕 政府としては木炭増産については相當な計畫を立ててある。國有林の原木等についても考へてあるから、増産については相當な確信を持つてゐる。

炭價の問題については、將來木炭の生産

に當り、木炭生産者が之に依つて損耗することのないやうに、十分考へて行かなければならぬと思ふが、現狀では、只今公定されてゐる値を以て行くのはからうと考へる。但し各府縣の山元に相當の炭があると云ふことについては、政府としても、調査して居り、十四年度の追加預算には、是等の炭に對して、相當に市場に出來るやうな途を講じてゐる。

預給は、現在行はれてゐる機構に依つて

れれば、現在の配給機構で、圓滑に消費地に対する供給が出来るものと考へてゐる。今は切符制度の問題は既に配給が圓満に行く場合には、敢て切符制度を探ることの必要がないと考へるけれども、なほこの點につい

ては、十分考究する積りである。(三・一五號八四〇頁)

インフレ防止対策

〔問〕 政府はインフレ防止に關して如何なる對策をもつたか。(一・六衆本、河上丈太郎氏)〔案送八號八四〇頁〕

〔答〕 惡性インフレを防止する對策として、民間に撒布せられたる資金の回収をなすこと、消費の節約をなすこと、この二點に最も重點を置かねばならない。撒布されたる資金の回収については、所謂貯蓄獎勵その他幾多の方法がある。現在は金般的に強制貯蓄を行ふ者は持つてゐないが、事

業事業、或ひは方面々々の關係で、一部的には半強制的の貯蓄をも現在行つてゐる、これは更に強化したいと考へてゐる。(一・一六衆本、櫻内大藏大臣)〔案送八號九三〇頁〕

勞働婦人の健康

〔問〕 勞働婦人の健康を如何にして保護するか。(二・二九衆本、井上良次氏)〔案送二八號三九二頁〕

〔答〕 わが國の婦人は、從前輕工業機械工業方面に於て示してゐた優秀性を十分發揮する所であるし、又我が國産業の強味であり、わが國婦人の優秀性の現はれであると考へるが、婦人が體力不相應の、又

婦人に不適當な無理な仕事を充てがはれ、その爲めに健康を損じ人口増殖の根本に禍をなすことになつては済む一大事である。今日の婦人の産業界に於ける進出の勢と併せて

東亞新秩序と次代國民教育

〔問〕 東亞新秩序の建設と次代國民養成に

ついて文教當局は如何に考へてゐるか。(一・

二七衆本、田澤義鉢氏)〔案送一四號一四一四頁〕

〔答〕 東亞新秩序の養成は、なかく

短日月には出來ない。従つて今後の事業

の先導に努力すべき所謂次代國民の養成

と云ふことは非常に大事なことであり、こ

の次代の國民たるべき青少年の資質を向上

し、性格を陶冶すると云ふ點は、最も大事な

ことである。今後は總ての學校教育を通じ

て、資質の向上を圖ることは、極めて必要な

ことである。今は總ての學校教育を通じ

て、資質の向上を圖ると云ふことに、最

善の努力を致す積りである。なほこれは單

に學校教育のみならず、全國民の教養を高

めなければならないので、これは國民精神

運動と云ふやうな意味に於ても、最善の

努力をしたいと考へてゐる。(一・二二七衆本、

四一三頁)

〔問〕 國民學校制度の實施に伴つて、師範

向上について、政府は如何に考へてゐるか。

(三・二四貴本、紀俊秀氏)〔案送二六號三六一四頁〕

〔答〕 國民學校制度の實施に伴つて、師範

教育の向上を圖ることは、極めて必要なこ

とである。今後は差當り現在の制度に於け

る師範教育の改善、又現在ある教員の再教

育等の方法によつて、新たに作るべき國民

學校の教授に當らせる方法を執つたのであ

るが、國民學校の効果を眞に擧げる爲めに

は、本格的に師範學校の向上を必要とする

ことは勿論である。現に教育會議會でも、

同様な意味の答申も得てゐるのであつて、

國民學校の實施といふことの效果を全から

しめる爲めに、師範學校を向上し、これを專門學校程度にどうしてもしなければならぬ

ことで、來年度の預算には、經費も計上する

やう、最善の努力をしたいと考へてゐる。

(一・二四貴本、松浦文部大臣)〔案送二六號三六一四頁〕

〔問〕 寫眞週報

四月十日號

★還都の日、歡喜の夜—南京、上海、漢口

★議員さんの荒驚姿

★先生の飛行機作りもお國のため

★お馬とともに育つ山の子

★青天に白日の身へ

★サイタ、サイタ、サクラガ、サイタ

★贋物ベーチ

★話題の國一佛頂印度文部

★春の科學—ハイキングと植物學

★次代國民の育て方其の他

豫算解説篇

臨時陸軍材料資金豫算追加案(臨材第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第三號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第四號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第五號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第六號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第七號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第八號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第九號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十二號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十三號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十四號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十五號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十六號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十七號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十八號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第十九號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二十號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二十一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二十二號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二十三號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二十四號)

第七十五回帝國議會に提出された豫算案は

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)

昭和十四年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第三號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第四號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第五號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第六號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第七號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第八號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第九號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第十號)

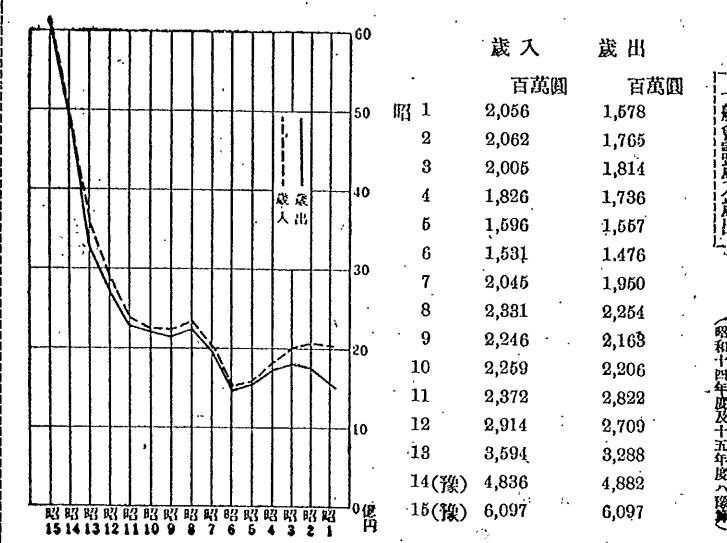
昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第十一號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第十二號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第十三號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第十四號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第十五號)



豫算解説篇

臨時陸軍材料費金豫算追加案(臨材第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件(追第二號)

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

昭和十四年度歲入歲出豫算追加案(第三號)

昭和十四年度歲入歲出豫算追加案(特第一號)

昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第一號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第二號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第三號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第四號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第五號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第三號)

昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第四號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第一號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第二號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第三號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第四號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第五號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第六號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第七號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第八號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第九號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十一號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十二號)

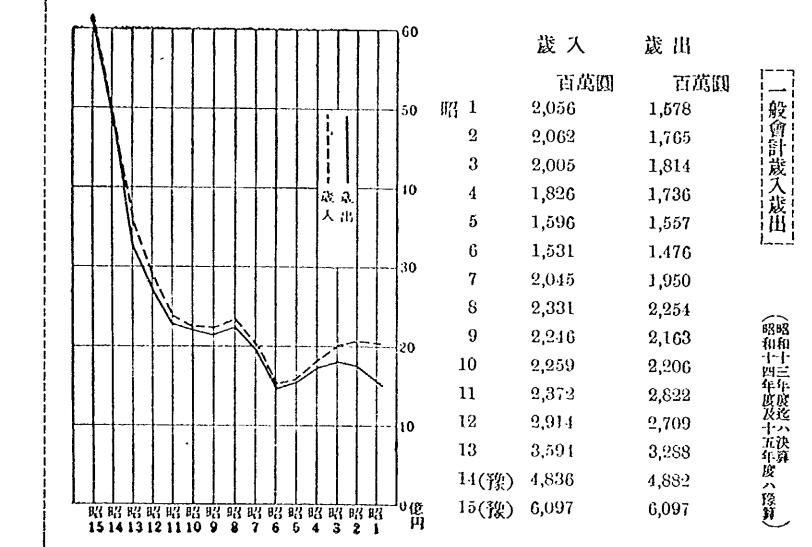
昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十三號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十四號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十五號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十六號)

昭和十五年度歲入歲出豫算追加案(第十七號)



次の六件は昭和十五年度豫算に關するものであつて、その内はじめの三件は一般會計、後の三件は特別會計に屬するものである。

昭和十五年度本豫算に就いては週報「第一七二號」に於てその概要を紹介したのであるが、以下追加豫算をも含めて説明することとしよう。

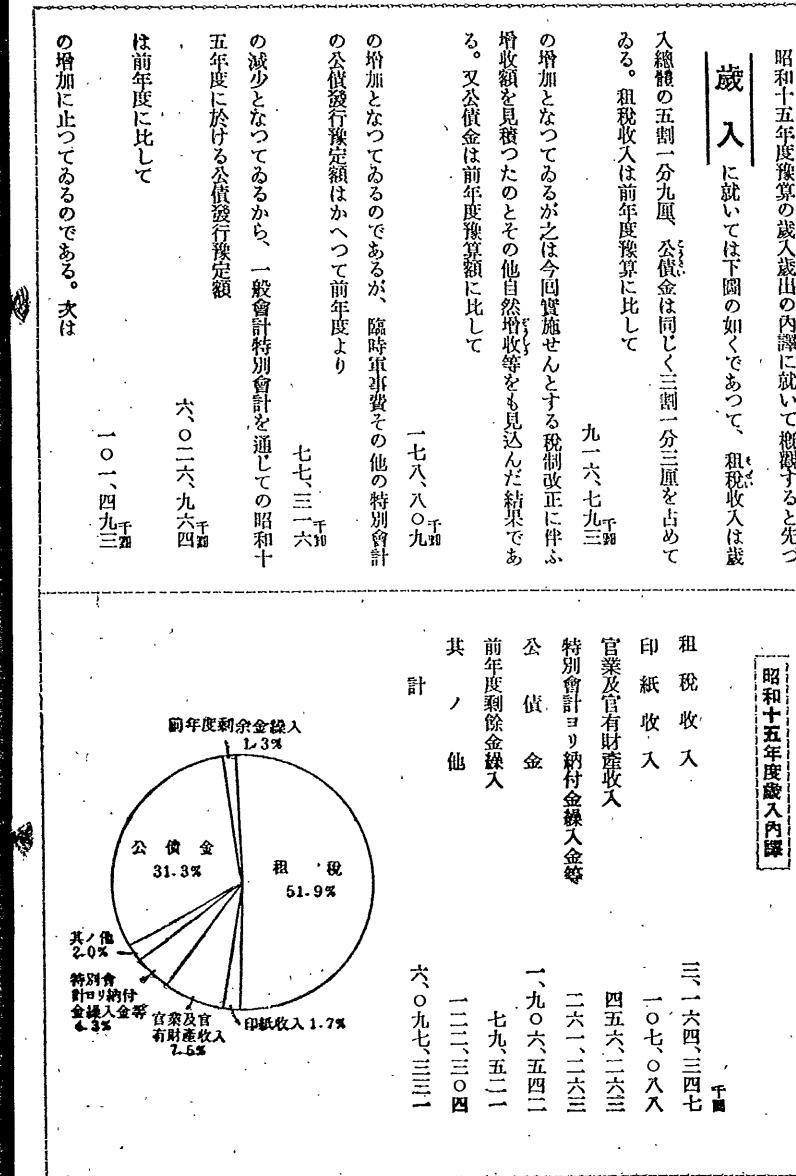
昭和十五年度の一般會計豫算の金額は歲入歲出共

| 歲入 | 歲出 |
|-------|-------|
| 百萬圓 | 百萬圓 |
| 2,056 | 1,578 |
| 2,062 | 1,705 |
| 2,005 | 1,814 |
| 1,826 | 1,736 |
| 1,596 | 1,557 |
| 1,531 | 1,476 |
| 2,045 | 1,950 |
| 2,331 | 2,254 |
| 2,246 | 2,163 |
| 2,259 | 2,206 |
| 2,373 | 2,632 |
| 2,914 | 2,709 |
| 3,591 | 3,258 |
| 4,836 | 4,882 |
| 6,097 | 6,097 |

(昭和十三年度及十五年度ハ決算)

と比較すると、十二億一千四百六十八萬一千四の増加となつてゐる。

わが國の一般會計の歲入歲出が昭和元年度以降如何なる趨勢を示したかは、次の表によつて明らかであるが、これを以て見て最も最近數年の歳計の躍進的動脈が顯著である。



昭和十五年度歳入歳出の内譜に就いて概観すると先づ歳入に就いては下圖の如くであつて、租税收入は歳入總額の五割一分九厘、公債金は同じく三割一分三厘を占めてゐる。租税收入は前年度预算に比して九一六、七九三千圓の増加となつてゐるが之は今回實施せんとする稅制改正に伴ふ増收額を見積つたとその他自然増收等をも見込んだ結果である。又公債金は前年度预算額に比して

一七八、八〇九千圓の増加となつてゐるが之は今回實施せんとする稅制改正に伴ふ減少となつてゐるから、一般會計特別會計を通じての昭和十五年度に於ける公債發行額は

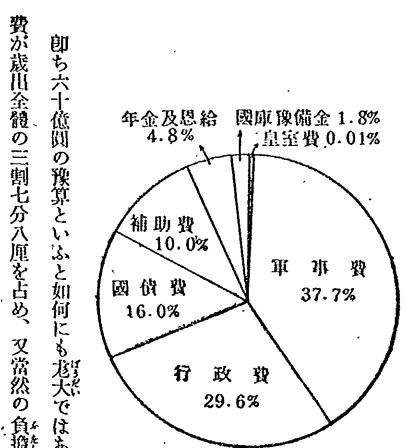
六〇二六、九六四千圓は前年度に比しての増加に止つてゐるのである。次は

一〇一、四九三千圓

昭和十五年度歳出豫算所管別
の内譜であるが、先づ所管別に見ると次表の通りである。

| 所管 | 額 |
|------------------------|---------------|
| 皇室費 | 四、五〇〇、〇〇〇 |
| 外務省 | 六九、三七六、五三六 |
| 農林省 | 五三一、九一二、七九二 |
| 文部省 | 一、九〇二、三五七、〇〇二 |
| 商工省 | 一、二七五、〇四六、四八〇 |
| 陸軍省 | 一、〇二九、〇七五、五一七 |
| 海軍省 | 五七、三六五、六八六 |
| 逓信省 | 一八八、〇六八、〇八六 |
| 拓務省 | 二六六、一一六、三七六 |
| 厚生省 | 一六六、〇五一、三六五 |
| 計 | 四〇〇、八四一、六四六 |
| 又これを費別に分類して見ると次表の如くなる。 | 六三、九九六、〇二四 |
| 又これを費別に分類して見ると次表の如くなる。 | 一五二、六三三、九二四 |
| 又これを費別に分類して見ると次表の如くなる。 | 六〇九七、三三一、四三四 |

即ち六十億圓の豫算といふと如何にも宏大ではあるが、軍事費が歳出全額の三割七分八厘を占め、又當然の負擔である所の



| 所管 | 額 |
|-----|---------------|
| 皇室費 | 四、五〇〇 |
| 外務省 | 六九、三七六、五三六 |
| 農林省 | 五三一、九一二、七九二 |
| 文部省 | 一、九〇二、三五七、〇〇二 |
| 商工省 | 一、二七五、〇四六、四八〇 |
| 陸軍省 | 一、〇二九、〇七五、五一七 |
| 海軍省 | 五七、三六五、六八六 |
| 逓信省 | 一八八、〇六八、〇八六 |
| 拓務省 | 二六六、一一六、三七六 |
| 厚生省 | 一六六、〇五一、三六五 |
| 計 | 四〇〇、八四一、六四六 |

露光量違いにより重複撮影

軍事費 國債費 年金恩給 國庫預備金だけで二割二分七厘を占めるのであるから、残りの行政費及び補助費は全體の三割九分五厘に過ぎないのである。しかもこの内に軍事扶助費、義務教

育費國庫分擔金、地方分與税分與金特別會計繕入、營銅製造費、支辨金等の如く政府が法律上支出の義務を有するいはゆる義務

費が相當大きな部分を占めて居り、又その他の部分も隨分切り詰めて必要已むを得ぬものだけを計上してあるのである。次は

特別會計であるが、特別會計の數は臨時軍事費及び臨時陸軍材料資金の二特別會計を除いて昭和十四年度は、四十であつたが今回更に左の七つが新設された。

地方分與稅分與金特別會計

政府出資特別會計

陸軍航空工廠資金特別會計

木炭帶給調節特別會計

損害保險監督保險特別會計

職員健康保險特別會計

船員保險特別會計

特別會計の内主要なものは、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東

局、樺太廳及び南洋廳の各外地特別會計、帝國鐵道、通商事業

とこの臨時軍事費追加額とを合計すること

一〇、二八二、九六二
千四

となるので、これを百三億といふのである。一般會計の追加預算をも加へて合計すれば百五億五千七百三十三萬一千圓となるのである。併しこの場合に於ても一般會計から臨時軍事費特別會計に織入れる豫定の六億圓は重複することになるから之を除外すれば右の數字は

九、九五七、三三一
千四

即ち約百億圓となるわけである。

第七十五回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費の追加豫算は同會計の第三次の追加豫算である。臨時軍事費の豫算現額はこれで

一六、四五五、〇七七
千四

となるのであつて、この數字が如何に大きなものであるかは左にかゝげる過去の數字と比較して見れば明らかであらう。

日清戰役

二〇〇、四七五
千四

日露戰役

一、五〇八、四七二
千四

歐洲戰爭

八八、六六一
千四

滿洲事變

一、九三、一二五
千四

以上の外前掲の豫算案には臨時陸軍材料資金豫算追加案及び豫

の兩特別會計等であるが、これ等四十七の特別會計の昭和十五年度歲山豫算額を單純に合計すると

一九、二八八、九四一
千四

となり前年度に於ける四十の特別會計の歲山豫算額の合計額に比して

一六、五四四、六七一
千四

の増加となつてゐる。併しながら各特別會計相互間には複雑な入り繋りの關係があるから、單純に各會計の歲山豫算額を合計したこのやうな數字は餘り重く見ることは出来ない。又一般會計の豫算額と右の特別會計の豫算額とを合計することも同様の理由で、あまり意味を爲さないのである。この種の會計相互間の重複關係を差引いた數字を純計といふのであるが計算に手間が掛るので昭和十五年度の純計は未だ本稿に間に合ふに至つてゐない。最後に

臨時軍事費に就いて一言しよう。第七十五回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費追加額は

四、四六〇、〇〇〇
千四

である。世間でよく昭和十五年度豫算は百三億豫算であるといふのは、前に掲げた一般會計の本豫算額

五、八二二、九六一
千四

算外契約三件があるが、前者は臨時軍事費と同じく事變終了後を一會計年度とする特別會計の追加豫算案であり、又後者に憲法第六十二條に基づいて「豫算一定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔ナルベキ契約ヲ爲ス」に就いて帝國議會の協賛を經るものである。

次に昭和十五年度歲山豫算増加中主要な事項はどんな内容かを、試みに本豫算について見ると、

軍備の充實

九六、五、四四八
千四

軍人報護

八九、七七六
千四

生産力の擴充

一一、一〇三
千四

經濟統制

二六、二四四
千四

貿易の振興

一六、四六八
千四

海運の振興

一一、七五〇
千四

民間航空の振興

一五、九八〇
千四

満洲開拓民

三五、八四四
千四

計

[註] 開拓兩省所管の新恩給加額は既にその全額を軍備の充實に關する

經費中に入れた

皇室費 國債費 年金恩給、國庫預金だけで二割三分七厘を占めるのであるから、残りの行政費及び補助費は全額の三割九分五厘に過ぎないのである。しかもこの内に軍事扶助費

支辨金等の如く政府が法律上支出の義務を有するいはゆる義務教

費が相當大きな部分を占めて居り、又その他の部分も隨分切り詰めて必要已むを得ぬものだけを計上してあるのである。次は

特別會計であるが、特別會計の數は臨時軍事費及び臨時

陸軍材料資金の二特別會計を除いて昭和十四年度は、四十であつたが今回更に左の七つが新設された。

地方分與役分與金特別會計

政府出資特別會計

陸軍航空工廠資金特別會計

木炭需給調節特別會計

損害保險國營再保險特別會計

職員健康保險特別會計

船員保險特別會計

特別會計の内主要なものは、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東

局、樺太廳及び南洋廳の各外地特別會計、帝國鐵道、通信用事業

とこの臨時軍事費追加額とを合計すると

一〇、二八二、九六二

となるので、これを百三億といふのである。一般會計の追加豫算をも加へて合計すれば百五億五千三百三十三萬一千圓となるのである。併しこの場合に於ても一般會計から臨時軍事費特別

會計に織入れる豫定の六億圓は重複することになるから之を除外すれば右の數字は

九、九五七、三三一

即ち約百億圓となるわけである。

第七十五回帝國議會の協議を經て臨時軍事費の追加豫算は同

會計の第三次の追加豫算である。臨時軍事費の豫算現額はこれで

一六、四五五、〇七七

となるのであつて、この數字が如何に大きなものであるかは左にかゝげる過大の體質と比較して見れば明らかであらう。

日清戰役

二〇〇、四七五

日露戰役

二、五〇八、四七二

歐洲戰爭

八八一、六六一

滿洲事變

一、九三一、二五〇

以上の外前掲の豫算案には臨時陸軍材料資金豫算追加案及び豫

の兩特別會計等であるが、これ等四十七の特別會計の昭和十五年度歳出豫算額を單純に合計すると

一九、二八八、九四一

となり前年度に於ける四十の特別會計の歳出豫算額の合計額に比して

二二五四四、六七一

の増加となつてゐる。併しながら各特別會計相互間には複雑な入り繋りの關係があるから、單純に各會計の歳出額を合計したこのやうな数字は餘り重く見ることは出来ない。又一般會計の豫算額と右の特別會計の豫算額とを合計することも同様の理由であまり意味を爲さないのである。この種の會計相互間の重複關係を差引いた數字を純計といふのであるが、計算に手間が掛るので昭和十五年度の純計は未だ本稿に間に合ふに至つてゐない。最後に

臨時軍事費に就いて一言しよう。第七十五回帝國議會の協議を經た臨時軍事費追加額は

四、四六〇、〇〇〇

である。世間でよく昭和十五年度豫算は百三億豫算であるといふのは、前に掲げた一般會計の本豫算額

五、八三一、九六二

〔註〕 製造業兩省所管の新規附加額は既にその全額を軍備の充實に織入れた

| | |
|------------------------|----------|
| 政府及道府縣職員共濟組合制度創設ニ關スル經費 | * 一五四 |
| 市町村職員共濟組合補助ニ要スル經費 | * 二三三 |
| 旱害對策ニ關スル經費 | * 八八〇 |
| 災害土木費補助ノ増加 | * 五、六八一 |
| 靜岡火災復興助成ニ關スル經費 | * 九四三 |
| 道路改良費ノ増加 | * 五一〇 |
| 稅制改正ニ關スル經費 | * 一四、四〇 |
| 國債整理基金繕入ノ増加 | * 四六、二〇八 |
| 國庫豫備金ノ増加 | * 六七、〇〇〇 |
| 印刷局工場新營ニ要スル經費 | * 二〇、〇〇〇 |
| 陸軍航空本部建築其他新營ニ要スル經費 | * 三、九〇〇 |
| 海軍經理學校其他移轉新營費ノ追加 | * 一八、八一 |
| 昭和十五年國勢調査ニ關スル經費 | * 一八、四〇 |
| 家屋賃貸價格調查ニ要スル經費 | * 一六、六三一 |
| 金集中等ニ關スル經費 | * 一七、〇〇〇 |
| 支那事變行賞ニ關スル經費 | * 一七、〇〇〇 |
| 支那事變行賞ニ關スル經費 | * 一五五 |
| 支那事變行賞ニ關スル經費 | * 七八〇 |
| 小額紙幣製造ニ要スル經費 | 三、五六七 |
| 貯蓄獎勵ノ普及徹底等ニ要スル經費ノ増加 | 七五、一 |
| 臨時軍事費特別會計へ換入 | 七〇、三 |
| 紀元二千六百年式典ニ關スル經費 | 六〇、〇〇〇 |
| 興亞文化事業ニ關スル經費 | 三八三 |
| 政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費 | 三五〇 |
| 兵備改善ニ要スル經費ノ増加 | 三七五、六五四 |
| 航空防空兵力充備ニ要スル經費ノ増加 | 四〇、二、三一六 |
| 資材整備ニ要スル經費ノ増加 | 二〇、〇〇〇 |
| 陸軍航空工廠資金特別會計資金繕入ニ要スル經費 | 五、〇〇〇 |
| 政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費 | 一五五 |
| 既定計畫ニ基ク新艦船ノ維持費 | 四、二四四 |
| 艦船部隊等定員充實ニ要スル經費 | 二、三〇五 |

| | |
|-------------------------|--------|
| 司法省 | 二六、五五〇 |
| 航空隊維持ニ要スル經費ノ増加 | 九、二二一 |
| 航空兵器維持ニ要スル經費ノ増加 | 一、三一〇 |
| 水陸救援費ノ追加 | 四、〇七〇 |
| 航空隊設備費ノ追加 | 六、六三一 |
| 艦船整備費ノ増加 | 五、一三四 |
| 軍需品整備費ノ追加 | 二、八九〇 |
| 經濟犯罪防護施設費 | 八四九 |
| 借地法借家法及借地借家調停法施行區域擴張費 | 一七四 |
| 恩賜樹木費ノ充實費 | 七一 |
| 保護觀察所ノ整備擴充費 | 三三 |
| 少年審判所及矯正院ノ整備擴充費 | 九九 |
| 保護課ノ整備擴充費 | 五七 |
| 司法保護事業獎勵費ノ増加 | 七五 |
| 司法保護委員制度運營費 | 五七 |
| 刑務所軍需作業施設ニ要スル經費ノ増加 | 八、〇三〇 |
| 宗教團體法ノ施行ニ伴フ登記事務處理費 | 一七一 |
| 慰教執行費 | 一八〇 |
| 日本學術振興會補助 | 一、三〇〇 |
| 氣象觀測施設ノ整備擴充ニ關スル經費 | 一、五四〇 |
| 高等農林學校農業科學增設學生增募ニ要スル經費 | 二八九 |
| 電波研究委員會設置ニ要スル經費 | 一四二 |
| 東京工業大學學科增設暨學生增募ニ要スル經費 | 二六六 |
| 高等工業學校擴張ニ要スル經費 | 六六四 |
| 大阪帝國大學工學部通信工學科設置ニ要スル經費 | 一四一 |
| 東北帝國大學選科機械學科設置ニ要スル經費 | 七五 |
| 京都帝國大學工學部化學機械學科設置ニ要スル經費 | 一一四 |
| 北海道帝國大學低溫科學研究所設置ニ要スル經費 | 四〇〇 |
| 東北帝國大學選科機械學科設置ニ要スル經費 | 一四二 |
| 東京工業大學學科增設暨學生增募ニ要スル經費 | 二三〇 |
| 神宮皇學館大學創設ニ要スル經費 | 八一 |

國民精神總動員ニ要スル經費

昭和井路開墾國營ニ要スル經費(總額一三二一〇〇〇圓ノ内)

宗教團體法實施ニ關スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

東京帝國大學航空研究所擴張ニ要スル經費ノ增加

國有林產物增產ニ要スル經費

九州、北海道兩帝國大學農學部水產學科設置ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

帝國大學及官立醫科大學臨時附屬醫學院開設ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

地方商船學校移管ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

臨時體育手藝成績設ニ關スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

教員共濟施設費補助ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

農林省

臨時農村對策施設ニ關スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

主要食糧產物增產確保施設ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

旱生稻作付獎勵ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

重要農產物增產ノ爲ニスル耕地事業助成ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

矢吹縣開墾國營ニ要スル經費(總額一七五〇〇〇圓ノ内)

國有林產物增產ニ要スル經費

旱生稻作付獎勵ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

政府職員共濟組合制度創設ニ關スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

商工省

輸出補價金ノ增加

國有林產物增產ニ要スル經費

輸出資金前貸損失補償金ノ增加

國有林產物增產ニ要スル經費

輸出組合共同販賣施設費補助

國有林產物增產ニ要スル經費

輸出增進施設ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

新規商品ノ輸出振興ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

工藝品ノ輸出振興ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

產金獎勵ニ要スル經費ノ增加

國有林產物增產ニ要スル經費

銅、錫、鎳其ノ他重要鐵物ノ增產ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

重要鐵物ノ選礦場設置獎勵ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

自給原料ニ依ルアルミニウム製造獎勵ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

地質鑑定調查促進ニ要スル經費

國有林產物增產ニ要スル經費

生鮮食料品配給及價格統制ニ要スル經費

一、三九〇

航路補助ノ增加

二八〇

日本發送電株式會社配當補給金

*

二三三、七八九

遞信省

航空ニ關スル經費ノ増加

一四二

中央航空研究所維持運用ニ要スル經費ノ増加

一、三九七

航空機乗員中央養成所ニ要スル經費ノ増加

一、五〇〇

中央航空研究所設置費ノ追加

一、五〇〇

航空機乗員臨時養成費ノ増加

一、五〇〇

各地飛行場設置及整備費ノ追加

一、五〇〇

東京新京直通定期航空輸送補助ニ要スル經費

一、五〇〇

東京北京定期航空輸送施設改善ニ要スル經費

一、五〇〇

南洋島内線定期航空輸送補助ニ要スル經費

一、五〇〇

航空獎勵金ノ増加

一、五〇〇

航空保安施設ニ要スル經費

一、五〇〇

航空事業助成補償金ノ追加

一、五〇〇

其ノ他

一、五〇〇

支那航路補助

一、五〇〇

金舟座ノ爲ニスル送電施設助成ニ要スル經費

一、五〇〇

特殊船舶ノ建造助成ニ要スル經費

一、五〇〇

拓務省

滿洲開拓民ニ關スル經費ノ増加

一、一七五

南洋地方植民及拓殖事業保護獎勵ニ關スル經費

一、一七五

日本西岸航路標識等ニ要スル經費

一、一七五

樟太西岸航路標識等ニ要スル經費

一、一七五

日本發送電株式會社配當補給金

*

二三三、七八九

農林省

滿洲建設勤勞奉仕隊ニ要スル經費

一、一七五

滿洲建設勤勞奉仕隊ニ要スル經費

一、一七五

南洋地方植民及拓殖事業保護獎勵ニ關スル經費

一、一七五

樟太西岸航路標識等ニ要スル經費

一、一七五

日本發送電株式會社配當補給金

*

二三三、七八九

厚生省

農村勞動者扶助ノ研究費

一、一七五

農村勞動者扶助ノ研究費

議會日誌

衆議院 貴族院同様 各國務
大臣演説後小川郷太郎氏(民
政)質問第一陣に立つ。

二月二日(金)
貴族院 大河内輝耕子(研究)
事變處理、淺間丸事件等に關
しつゝこんだ質問を行ひ、有
田外務大臣、吉田海軍大臣か
ら、相當詳細な答辯あり。

二月六日(火)

貴族院 本會議壁頭(有田外
務大臣)淺間丸事件の外交交渉
内容發表、またノモンハンの
戰況について秘密會で燐陸軍

大臣が報告した。衆議院より
送付された本年度追加豫算草

事扶助費増額可決。

二月八日(木)

貴族院 本會議壁頭大河内輝

耕子(研究會)三日行つた演説

附で可決。

二月十二日(木)

貴族院 福田關次郎氏(民政)

が「陸軍軍備充實の目標は何

アラブ半島におけるイランの影響力とその政治的動向

| | | | |
|---|--|--|--|
| 一部用語を取消す。軍事扶助費増額の本年度追加豫算成立。 | 衆議院 本會議なし、小笠原三九郎氏(中島)の戰時金融政策に対する質問と、燐陸軍大臣と牧野良三氏間に行はれた、陆軍事費、陆軍の政治干與に關する質問、豫算總會を緊張させる。 | 政府日支國交調整基礎事項に關し兩院秘密會で發表。 | 衆議院 百三億豫算案本會議可決。 |
| 衆議院、國稅關係の三十一件一括上提、祕密會で竹内企畫院總裁、明年度物動計畫案について説明。 | 衆議院、國稅關係の三十一件一括上提、祕密會で竹内企畫院總裁、明年度物動計畫案について説明。 | 政府日支國交調整基礎事項に關し兩院秘密會で發表。 | 衆議院 百三億豫算案本會議可決。 |
| 貴族院、紀元二千六百年祝賀上奏書奉呈の件總員起立裡に可決。 | 貴族院、紀元二千六百年祝賀上奏書奉呈の件總員起立裡に可決。 | 二月廿四日(水) | 二月廿四日(水) |
| 衆議院、貴族院同様紀元二千六百年祝賀上奏書可決、祕密會で物資動員計畫に關し質疑應答行はる。 | 衆議院、貴族院同様紀元二千六百年祝賀上奏書可決、祕密會で物資動員計畫に關し質疑應答行はる。 | 衆議院、本會議壁頭聖旨奉體決議案可決、午後北嶺吉氏(民)の質問に對して燐陸軍大臣、軍の政治干與の範圍について前日の答辯を補足阐明す。 | 衆議院、本會議壁頭聖旨奉體決議案可決、午後北嶺吉氏(民)の質問に對して燐陸軍大臣、軍の政治干與の範圍について前日の答辯を補足阐明す。 |
| 二月十五日(木) | 二月十五日(木) | 二月十四日(水) | 二月十四日(水) |
| 二月十二日(月) | 二月十二日(月) | 二月廿日(火) | 二月廿日(火) |
| 二月廿二日(木) | 二月廿二日(木) | 二月廿八日(水) | 二月廿八日(水) |

議案満場一致可決。

可決。

貴族院 本會議頭、松平議長竹田宮大妃殿下薨去遂はされに對し、八日貴族院を代らかにした。

貴族院 質問案に對する衆議院。稅制改革案に對する政民三派の共同修正案政府との折衝に附どつたが、午後十時頃から開かれた稅制改革委員會で國民優生法案、明年度第二

貴族院 聖職貫徹決議案可決。これに對し米内閣總理大臣事變目的完遂に關し所信を報告。



五原方面の戦闘状況

陸軍省情報部

1. 敵の行動

傅作儀軍は、去る一月下旬より二月上旬に亘り行はれたるわが軍の掃蕩戦により、五原を遠く西北方蒙古の奥地に敗走し、臨河、善塲及び黄河南岸オルドス一帯を彷徨して居つたのである。その後皇軍の駐屯地歸還後、再び現はれ、五原奪還を圖つてゐたのであるが、三月二十一日未明遂に來襲した。その兵力第三十軍の約三、四ヶ師及び綏寧遊擊軍等である。敵は主力を以て五原の新舊兩城に對し、一部を以て五原北方五家河北岸及び五原南方十五秆南牛犋方前記一月下旬より二月初旬に至る軍の進攻作戦の終了並びに對し攻撃して來た。

2. わが方の状況

敵に與へたる打撃、敵の被棄死體約五百、鹹獲品、山砲一門、機關銃三十その他多數である。これに對しわが軍の損害、戰死約十名負傷約八十名である。その他居留日本人中にも戰死十三名あつた。

3. 本戦闘の結果

敵に與へたる打撃、敵の被棄死體約五百、鹹獲品、山砲一門、機關銃三十その他多數である。これに對しわが軍の損害、戰死約十名負傷約八十名である。その他居留日本人中にも戰死十三名あつた。



佛國の政變と對ソ關係

外務省情報部

豫て改選説が傳へられてゐたグラディエ内閣は、遂に三月二十日總辭職を行ひ、ルブラン大統領はグラディエ首相が再組閣を固辞したため、レイノー副首相に後繼内閣の組織を命じ、翌二十一日レイノー新内閣は異例の迅速さを以て次の通り成立した。

| | |
|-------|----------------|
| 首相兼外相 | レイノー(共和左派) |
| 副首相 | ショータン(急進社會黨) |
| 國防及陸相 | グラディエ(急進社會黨) |
| 法相 | スロル(社會黨) |
| 内相 | アソリー・ロア(民主左派) |
| 藏相 | ラムル(急進社會黨) |
| 情報相 | フロッサール(社會共和聯合) |
| 海相 | カンパンキ(急進社會黨) |

| | |
|----------|------------------|
| 空相 | ローラン・エイナック(民主左派) |
| 文相 | サロー(急進社會黨) |
| 殖民相 | マンデル(獨立共和黨) |
| 商工相 | ロラン(共和聯盟) |
| 公共事業及運輸相 | ド・モンジー(社會共和聯合) |
| 労働相 | ボマレ(社會共和聯合) |
| 遞相 | ジュリアン(急進共和黨) |
| 糧食補給相 | クイーユ(民主左派) |
| 農相 | テリエ(共和聯盟) |
| 軍需相 | ドートリ(技術家) |
| 公衆衛生相 | エロー(獨立共和黨) |
| 年金相 | リヴィエール(社會黨) |
| 封鎖相 | モネ(社會黨) |

海運相リオ(民主左派)
なほ新内閣は戰爭遂行のため、閣内に首相、副首相、國防相、軍需相、殖民相、封鎖相の戰爭關係七閣僚を以て軍事委員會を新設した。

グラディエ前内閣は、ブルム第二次人民戰線内閣が、國內勞動不安の増大と上院に於ける財政全權法案否決のため瓦解した後をうけ、去る昭和十三年四月十日に、人民戰線から貶退した急進社會黨を主體として組織されたもので、その後、國內の不安と國際情勢の惡化につれ幾度か危機が傳へられ、殊にミンヘン會議後は政變必至とまで見られてゐたが、よく難局を乗り切つて遂に歐洲戰争の開始に至つた。そして對獨宣戰後共産黨に大影響を加へ、直ちに補強的改造を斷行して今日に及んだのである。しかし二月十九日下院に於て行はれた同内閣の戰爭遂行政策に対する信任投票の結果、二百三十九票の信任投票に對し不信任投票は一票であつたが、五百の出席議員中の過半が棄權した爲め、

事實上の信任を得るに至らなかつたので總辭職となつたのである。

即ち、その信任投票に於て棄權し消極的不信任を示した議員中には殆んど大部分の黨派が含まれて居り、彼等は斐インランド側の屈服を契機にソ聯こそはフランスの第一の敵であるとの主張を貫徹せんとし、又この機會に政府の組織を一層強力化し對獨戰爭遂行に適するやう改變する要あることを警告せんとし、特にグラディエ首相が一人で國防相のみならず外相、情報相の四相を兼任することは、何人もかかる重任に堪へられるものではないといふ點を強く非難して居り、このやうな反政府的傾向のあつた矢先に、グラディエ首相が社會黨との協力を忌避した事が、遂に多数の信任投票棄權を生むに至つたものと解されてゐる。

かくてグラディエ内閣に於ける對獨最強硬派と稱されたレイノー、マンデル兩者の提携を中心としてレイノー新内閣は、前内閣に參加して居なかつた左翼の社會黨及び右翼諸派を加へて與國一致の形を整へたものであるが、今次政變の原因がソ芬戰争に對するグラディエ首相の消極的

態度について各方面の不満が爆發したと評されてゐる點からしても、強硬派と見なされるマンデル殖民相の留任は注目される處であり、同相の閣内に於ける地位はますく重大さを加へ、レイノー首相を抜けて對獨戰時政策を強化し併せて對ソ積極的態度を探るものと見られるに至つた。

なほ、レイノー新首相は一八七八年生れで、一九二九年以來共和左派の議員として立法部方面に活躍し、一九三〇年タルヂュ内閣成立するや初めてその藏相となり、ついで三一年より三二年までラヴァル内閣の殖民相、三二年タルヂュ内閣の法相、一九三八年グラディエ内閣の法相に返り咲き、ついで同年十一月マルシャンドー藏相の後を襲つて藏相となつたが、彼は一九二六年の金融恐慌以来累年の經濟破綻に支離滅裂となつたフランス財政經濟を完全に建直さんとし、人民戰線内閣の財政策を徹底的に改めし、茲に國防經濟としてのフランス統制經濟を確立し、以てグラディエ首相をしてよく英國と協力し對獨開戦に際し後顧の憂なからしめたのであつた。

聯政府へ要請し、ソ聯政府はそれを容れて駐佛大使の召還を決した事件が勃發した。

ソ芬戰爭の勃發以來、とみに険惡となつたフランスの對ソ關係は、フィンランドの屈服による和平の成立に接し一層悪化し、スーリッツ大使事件の勃發は更にそれを悪化させたと云はれる。

なほ、從來英佛兩國、とりわけフランスに於ける左翼分子は對獨戰争を強硬に主張してゐるもの、對ソ宣戰には反対して居り、これがために國內戰線と國際戰線との混淆を來だし、グラディエ前内閣の遭遇した困難も主としてこれより發したものと見られたのであつた。

そして、今次のスーリッツ大使召還事件に對し、レイノー内閣の有力な支持者と云はれる親ソ派の社會黨のブルム首領は、その機關紙に英佛ソ關係悪化に反対の旨を論じ、レイノー首相自身も、以前は親ソ的傾向を持つと評されてゐた程であり、フランス現政府がソ聯と外交關係を斷絶し、戰争までに進むことは國論不一致のため到底出來ぬものと傳へられてゐる。

かくて二月二十二日、組閣を完了したレイノー新首相は同日午後の下院に臨み新内閣の施政方針を闡明し、ドイツの強いこと及びソ聯の裏切がドイツを助けてゐることを述べ、戰争は全體的戰争にして眞に喰ふか喰はれるかであり、佛英兩國は全能力全資源を盡してたゞ勝たんが爲めに戰はんとの強硬趣旨を聲明した。續いて左右兩派の論争の後、新内閣に對する信任投票が行はれ、信任二百六十八票に対し不信任百五十六票であつたが、棄權者は百十一名に達し、戰時に於ける棄權は消極的不信任と目されるため、結局一票の差で僅かに信任を得たにすぎず、よつて政府は直ちに閣議を開き投出しの可否を協議したが、時局重大との理由によつて踏み留まることとなつたのである。

これよりさき、ソ芬間の和平成立に伴つて佛ソ兩國間の關係は頗る微妙となり、政變に先立つ十九日にグラディエ内閣當局は、デモクラシー罵倒の電報を敢へて佛語平文で本國宛に打つた駐佛スリッツ大使を召還するやうにソ

ソ聯側はフィンランド問題の解決以來、英佛その他諸國に於ける在外機關を動員して、それら諸國の對ソ政策の緩和を策つゝありと傳へられてゐたのである。

なほ、今回の事件に對しては、ソ聯側も英國側も小さく若干態度を取つてゐるが、ソ聯は去るソ芬戰爭に際しても和平の仲介を英國に申出でたことがあり、ブレンネル會議に於いて傳へられた獨伊ソ三國同盟説に對しても、極めて消極的な態度を見せると共に、二十八日に至り英國政府に對しソ聯の中立的立場を説明し通商交渉の再開を提唱するなど、英國の對ソ態度の緩和を圖るために躍起となつて居り、先づ英國を抱き込み、英國の力を藉りてフランスの對ソ強硬態度を牽制させようと努めてゐるものと見られてゐる。

即ち、去る三月十九日英國上院に於てハリファックス外相が、ひたすら對獨戰争の遂行を強調し、暗に佛ソ間の戰争は避けなければならない旨に言及した事は、以上の如き英佛ソ三國間の微妙な關係を物語るものに外ならなかつたのである。

露光量違ひにより重複撮影

ニテカ タイムレコ・ダード

割引的廉価

型録送呈

出退勤用に
商店事務所の無言の監督者として規律が生れ運営が低下します

作業記録に
生産非常時の工場製作所の作業時間が公正に管理せらる能率が増進します

原價計算に
貯金その他諸計算の基礎となり簡単迅速に一切の間違が防止されます

☆ベル・サイレンの鳴らせる自動時報装置附

日本電氣株式會社定販賣所
本店：東京市中央区日本橋人形町一丁目一號
支店：東京市中央区日本橋人形町一丁目一號
大藏名：東京市中央区日本橋人形町一丁目一號
電話：4607-5034
（大同）電話：7034-4343
（大同）電話：5616
（大同）電話：1597

五分単位式

| 文部省抽選圖書紹介 | | 週報 | |
|---|--|-------------------------------------|--|
| ◇ロンドンの風雲(古垣鐵郎著) | | 昭和十五年四月十日印刷發行 | |
| 及び隨筆の類を集めたもので、その大部分は著者が朝日新聞特派員としてロンドン駐在中に執筆したもの。ロンドンの風物印象記に始り、英國を経る歐洲外交や英領第一流の指導者を扱つてゐる。全篇を通じて風俗習慣、政治、外交の各方面から英國を解剖して大英帝國苦惱の姿と英國民の生活態度をよく解説してゐる。本書が第二次歐洲大戦の前奏曲であり、將來の世界世局の新方向を示唆するものとして甚だ興味あるのみならず世界の四分の一を領有して今尚國際政治の動向を支配してゐる英國及英國民を理解する上有益な書である。(四六判四六頁 定價二四三〇錢 組合一〇錢 発行 東京市神田區神保町一三番堂 摂政東京三一五五五) | | 内閣書内閣情報報部 | |
| ◇日本の性格の文學(齊藤清衛著) 文學の中には日本の性格を採らうとする著者の最近の研究の成果を、適當に配して一期に纏めたもので、内容としては「自抑的文學」といふ様な我が文學の性格を「自抑的、非表現的な點に考へる論究や、「人間像としてのわが文學、わが戰爭文學の性格」などの新しい我が文學の見方や、又「新時代の日本文學」と題して、これからの新しい | | 東京市神田區神保町一九三五九 内閣印刷局 | |
| ◇獨逸の宣傳組織と其の實際(外務省調査部編) 落ての歐洲大戦に一兵士として、彈雨の下を駆け廻り、宣傳の持つ恐るべき体魄を併せた黒髪なるヒトラーは、宣傳といふ偉大なる力を利用し、大衆の氣持を把握し以て、今日のドイツを樂くに至つた。本書はこのナチスの宣傳機構、専ら各觀的に凡ゆる方面から解説したもので、ドイツの宣傳の思想的脊柱が國內に於ける宣傳組織、國内宣傳組織の活動の實際、對外宣傳の活動狀況を論述したものである。(四六判三七頁 定價二五 選科一三錢 発行 東京市神田區内二二二 二日本府築地會 摂政東京五五一八六) | | 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一九三五九 内閣印刷局 | |
| ◇週報合本(昭和十四年一月四日第一一六號より同年六月二十八日第一四一號までの週報を一括製本したもの。製本は丈夫で後日利用する上に好適なものである。 | | 各書店 内閣印刷局 | |
| (定價一四三五錢 組合三錢 発行内閣印刷局) | | 内閣印刷局 | |

文部省推薦圖書紹介

| 文部省推薦圖書紹介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------|---------------|----|----|-------|-------|---------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <p>◇ロンドンの憂鬱(古道鐵郎著) 本書は評論及び隨筆の類を集めたもので、その大部分は著者が朝日新聞特派員としてロンドン駐在中に執筆したもの。ロンドンの風物印象記に始り、英國を繞る歐洲外交や英國第一流の指導者を抜つてゐる。全篇を通じて風俗習慣、政治、外交の各方面から英國を解説して大英帝國苦悶の姿と英國民の生活態度をよく解説してゐる。本書が第二次歐洲大戦の前奏曲であり、將來の世界世局の新方向を示唆するものとして甚だ興味あるのみならず世界の四分の一を領有する英國の政治的動向を支配してゐる英國及英國民を理解する上に有益な書である。(四六判四四六頁 定價一〇〇銭 著者 東京・横濱・神戸・大阪・名古屋・福岡・長崎・鹿児島・沖縄等)</p> <p>◇日本の性格の文學(齊藤清衡著) 文學の中には日本の性格を探らうとする著者の最近の研究の成果を、適當に接配して、別に綴めたもので、内容としては「自抑の文學」といふ様な我が文學の性格を自抑的、非表現的な點に考へる論究や、「人間像としてのわが文學」、わが戰爭文學の「性格」などの新しい我が文學の見方や、又「新時代の日本文學」と題して、これからの新しい</p> | <p>◇獨逸の宣傳組織と其の實際(外務省調査部編) 管ての歐洲大戦に、兵士として、彈雨の下を駆け廻り、宣傳の持つ恐るべき偉力を傍った鋭敏なるヒトラーは、宣傳といふ偉大なる力を利用し、大衆の氣持を把握し以て、今日のドイツを渠くに至つた。本書はこのナチスの宣傳機構を専ら観察的に見る方面から解説したもので、ドイツの宣傳的思想的背景、國內に於ける宣傳組織、國內宣傳組織の活動の實際、對外宣傳の活動狀況を詳述したものである。(菊判三三七頁 定價一〇〇銭 著者 東京・横濱・神戸・大阪・名古屋・福岡・長崎・鹿児島・沖縄等)</p> <p>◇週報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">意注御</th> <th style="width: 15%;">所込申</th> <th style="width: 15%;">價定</th> <th style="width: 15%;">週報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本號に限り</td> <td>内閣印刷局</td> <td>昭和十五年四月十日印刷發行</td> <td>昭和十五年四月十日印刷發行</td> </tr> <tr> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> </tr> <tr> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> </tr> <tr> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> <td>内閣印刷局</td> </tr> </tbody> </table> | 意注御 | 所込申 | 價定 | 週報 | 本號に限り | 内閣印刷局 | 昭和十五年四月十日印刷發行 | 昭和十五年四月十日印刷發行 | 内閣印刷局 |
| 意注御 | 所込申 | 價定 | 週報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本號に限り | 内閣印刷局 | 昭和十五年四月十日印刷發行 | 昭和十五年四月十日印刷發行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | 内閣印刷局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

五分單位式

**日本電氣株式會社製
ニテカ
タイムレコ-ダ-**

割期的廉價

型錄送呈

出退勤用に
商店事務所の無言の監督者として規律が生れ遅刻缺勤率が低下します

作業記録に
生産非常時の工場製作所の作業時間が公正に管理せらる能率が増進します

原價計算に
貨銀其の他諸計算の基礎となり簡単迅速に一切の間違が防止されます

☆ベル・サイレンの鳴らせる自動時報裝置附

日本電氣株式會社特定販賣所
ニテカ販賣株式會社

本支店 強
東京市日本橋区通二丁目同ビル 日本橋 4607-5034
東京市西城工作場通二丁目同ビル 市原 7034-3343
東京市中央区虎ノ門通二丁目同ビル 虎ノ門 5016
名古屋市中区虎ノ門小路通二丁目同ビル 虎ノ門 1597

露光量違ひにより重複撮影

アシア・オセアニア写真コンクール
Asia-Oceania Photo Competition

報週

四月三十日號

勤労所得の源泉課税とは
委託又は郵便による戸籍の届出
神武天皇聖蹟の調査
國民政府に對する各國の動向
少年保護事業の前進
機械技術者検定について
北歐に戦局擴大
戰禍の北歐事情
寄稿二千六百年史抄(一〇)
内閣情報部參與菊池寛

第一八三號

週報

昭和十五年四月十一日第三種郵便物認可

（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

五錢



純良薬品の商標



胃腸にタカヂアスター^セ

タカヂアスター^セは食物消化酵素の綜合剤とも稱せられ就中
澱粉消化力は無比と言はれてゐる。更に澱粉以外に蛋白質、
脂肪を始め、纖維素、レシチン、イヌリン等十餘の各種消化
酵素を含み從つて多角的消化作用を營み、效力一定不變の點
が醫家により愛用支持を享けてゐる。
(粉末と錠剤)

東京市日本橋區室町 三共株式會社

(判LA51格規定國はさき大の書本)

アサヒ新聞社
ASAHI SHIMBUN LTD.
ASAHI SHIMBUN LTD.